

令和6年大府市規則一覧

公布日 令和6年3月29日

- 第 2号 大府市特別職報酬等審議会規則
- 第 3号 大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行規則
- 第 4号 大府市事務分掌規則の一部を改正する規則
- 第 5号 大府市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則
- 第 6号 大府市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則
- 第 7号 大府市庁舎管理規則の一部を改正する規則
- 第 8号 大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則
- 第 9号 大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第10号 大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第11号 大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則
- 第12号 大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則
- 第13号 大府市契約規則の一部を改正する規則
- 第14号 大府市財産管理規則の一部を改正する規則
- 第15号 大府市役所の庁舎の開放に関する規則の一部を改正する規則
- 第16号 大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 第17号 大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則
- 第18号 大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第19号 大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
- 第20号 大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第21号 大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則
- 第22号 大府市準用河川管理規則の一部を改正する規則
- 第23号 大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第24号 大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第25号 地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則
- 第26号 大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の一部を改正する規則
- 第27号 大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則
- 第28号 大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市特別職報酬等審議会規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第2号

大府市特別職報酬等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市特別職報酬等審議会条例(昭和45年大府市条例第25号)第6条の規定に基づき、大府市特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 審議会の会議においては、会長が議長となる。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に職員その他の関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第3号

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和6年大府市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理者等による届出)

第2条 条例第12条第1項及び第3項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
- (2) 管理者等の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 管理者等の連絡先
- (4) 管理組合の運営状況
- (5) 建物の修繕に関する計画等
- (6) 管理事務の委託状況
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条各項の規定による届出は、マンション管理状況届出書（第1号様式）によって行わなければならない。ただし、同条第2項又は第4項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

3 条例第12条第3項の規定による届出は、同条第1項又は第3項の規定による届出を行った日から5年を経過する日までに行わなければならない。

(立入調査員証)

第3条 条例第13条第2項に規定する証明書は、立入調査員証（第2号様式）によるものとする。

(マンション分譲事業者による届出)

第4条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
- (2) マンション分譲事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) マンション分譲事業者の連絡先
- (4) 管理組合の運営方法の案
- (5) 建物の修繕に関する計画等の案
- (6) 管理事務の委託予定
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 条例第14条第1項又は第2項の規定による届出は、市長が定める日までにマンション分譲計画届出書（第3号様式）によって行わなければならない。ただし、同条第2項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

(勧告)

第5条 条例第15条第1項又は第2項の規定による勧告は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。

(公表)

第6条 条例第16条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第16条第1項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告に係るマンションの名称及び所在地
- (3) 勧告の概要

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

マンション管理状況届出書

新規

 年 月 日

大府市長 殿

管理者 管理組合法人の理事 その他

郵便番号

住所
(所在地)

氏 名 (法人名)

(代表者氏名・担当者氏名)

電話番号

電子メールアドレス

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第12条第1項・第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

マンションの概要	名称・棟名称	マンション名	<input type="text"/>	棟名	<input type="text"/>
		管理組合名	<input type="text"/>		
	所在地	<input type="text"/>	町	<input type="text"/>	
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び非住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	戸数	<input type="text"/> 戸			
	階数	地上 <input type="text"/> 階 / 地下 <input type="text"/> 階			
	延べ面積	<input type="text"/> m ²			
	建設された年月	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月			
管理組合の運営状況	管理形態 (管理事務の実施状況)	<input type="checkbox"/> 管理事務を委託している 委託内容 <input type="checkbox"/> 会計の収入及び支出の調定 <input type="checkbox"/> 出納 <input type="checkbox"/> 維持・修繕の企画又は実施の調整 <input type="checkbox"/> その他			
		<input type="checkbox"/> 管理組合が全ての管理事務を行っている			
	管理規約	<input type="checkbox"/> 有 作成又は直近の改正の年月 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="checkbox"/> 無			
総会の開催頻度	<input type="checkbox"/> 年1回以上開催している <input type="checkbox"/> 年1回開催していない				

建物の修繕に関する計画等	長期修繕計画	<input type="checkbox"/> 長期修繕計画を作成している 計画期間 <input type="text"/> 年 現在 <input type="text"/> 年目 作成又は直近の変更の年月 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画を作成していない	
	修繕積立金の額	<input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収している 届出時点の額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間全体での平均額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間内の一時金の徴収の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収していない	
	修繕積立金の積立方法	<input type="checkbox"/> 均等積立方式 <input type="checkbox"/> 段階増額積立方式	
	管理費と修繕積立金の区分経理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	大規模修繕の実施状況	<input type="checkbox"/> 大規模修繕を実施している 直近の実施 <input type="text"/> 年 過去の実施内容 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 大規模修繕を実施していない 直近の実施予定 <input type="text"/> 年	
管理事務の委託状況 (マンション管理業者に委託している場合)		郵便番号	<input type="text"/>
		住所	<input type="text"/>
		法人名	<input type="text"/>
		支店名・担当部署	<input type="text"/>
		電話番号	<input type="text"/>
		電子メールアドレス	<input type="text"/>

上記の届出事項以外に、以下の事項についても記入をお願いします。

その他の事項	空き住戸	<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> ~5% <input type="checkbox"/> ~10% <input type="checkbox"/> ~20% <input type="checkbox"/> ~30% <input type="checkbox"/> 30%超	<input type="text"/>	戸
	賃貸化住戸	<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> ~5% <input type="checkbox"/> ~10% <input type="checkbox"/> ~20% <input type="checkbox"/> 20%超 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="text"/>	戸
	修繕積立金の運用先	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 定期預金 <input type="checkbox"/> 決済用預金 <input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構のマンションすまい・る債 <input type="checkbox"/> 積み立て型マンション保険 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)		
	設計図書の保管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	防災への取組	<input type="checkbox"/> 防災用品の備蓄 <input type="checkbox"/> 自主防災組織 <input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 要支援者名簿 <input type="checkbox"/> 安否確認方法の定め <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)		
	自治会加入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	耐震診断	<input type="checkbox"/> 実施済 耐震性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未実施		
耐震改修	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 未実施 直近の実施予定 <input type="text"/> 年			

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

注 耐震診断、耐震改修は1981年5月31日以前に建築確認を受けたマンションのみ記載してください。

マンション管理状況届出書

年 月 日

大府市長 殿

- 管理者 管理組合法人の理事 その他

郵便番号

住所 (所在地)

氏名 (法人名)

(代表者氏名・担当者氏名)

電話番号

電子メールアドレス

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第12条第2項・第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

マンションの概要	名称・棟名称	マンション名	<input type="text"/>	棟名	<input type="text"/>		
		管理組合名	<input type="text"/>				
	所在地	<input type="text"/>	町	<input type="text"/>			
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び非住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)					
	戸数	<input type="text"/>	戸				
	階数	地上	<input type="text"/>	階	/ 地下	<input type="text"/>	階
	延べ面積	<input type="text"/>	㎡				
	建設された年月	<input type="text"/>	年	<input type="text"/>	月		
管理組合の運営状況	管理形態 (管理事務の実施状況)	<input type="checkbox"/> 管理事務を委託している 委託内容 <input type="checkbox"/> 会計の収入及び支出の調定 <input type="checkbox"/> 出納 <input type="checkbox"/> 維持・修繕の企画又は実施の調整 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 管理組合が全ての管理事務を行っている					
	管理規約	<input type="checkbox"/> 有 作成又は直近の改正の年月 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="checkbox"/> 無					
	総会の開催頻度	<input type="checkbox"/> 年1回以上開催している <input type="checkbox"/> 年1回開催していない					

建物の修繕に関する計画等	長期修繕計画	<input type="checkbox"/> 長期修繕計画を作成している 計画期間 <input type="text"/> 年 現在 <input type="text"/> 年目 作成又は直近の変更の年月 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画を作成していない	
	修繕積立金の額	<input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収している 届出時点の額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間全体での平均額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間内の一時金の徴収の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収していない	
	修繕積立金の積立方法	<input type="checkbox"/> 均等積立方式 <input type="checkbox"/> 段階増額積立方式	
	管理費と修繕積立金の区分経理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	大規模修繕の実施状況	<input type="checkbox"/> 大規模修繕を実施している 直近の実施 <input type="text"/> 年 過去の実施内容 <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 大規模修繕を実施していない 直近の実施予定 <input type="text"/> 年	
管理事務の委託状況 (マンション管理業者に委託している場合)		郵便番号	<input type="text"/>
		住所	<input type="text"/>
		法人名	<input type="text"/>
		支店名・担当部署	<input type="text"/>
		電話番号	<input type="text"/>
		電子メールアドレス	<input type="text"/>

上記の届出事項以外に、以下の事項についても記入をお願いします。

その他の事項	空き住戸	<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> ~5% <input type="checkbox"/> ~10% <input type="checkbox"/> ~20% <input type="checkbox"/> ~30% <input type="checkbox"/> 30%超	<input type="text"/>	戸
	賃貸化住戸	<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> ~5% <input type="checkbox"/> ~10% <input type="checkbox"/> ~20% <input type="checkbox"/> 20%超 <input type="checkbox"/> 不明	<input type="text"/>	戸
	修繕積立金の運用先	<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 定期預金 <input type="checkbox"/> 決済用預金 <input type="checkbox"/> 住宅金融支援機構のマンションすまい・る債 <input type="checkbox"/> 積み立て型マンション保険 <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)		
	設計図書の保管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	防災への取組	<input type="checkbox"/> 防災用品の備蓄 <input type="checkbox"/> 自主防災組織 <input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災訓練の実施 <input type="checkbox"/> 要支援者名簿 <input type="checkbox"/> 安否確認方法の定め <input type="checkbox"/> その他 (<input type="text"/>)		
	自治会加入	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	耐震診断	<input type="checkbox"/> 実施済 耐震性の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未実施		
耐震改修	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 未実施 直近の実施予定 <input type="text"/> 年			

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

注 耐震診断、耐震改修は1981年5月31日以前に建築確認を受けたマンションのみ記載してください。

第2号様式（第3条関係）

（表面）

		第	号
立入調査員証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
			写 真
<p>上記の者は、大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和6年大府市条例第〇号）第13条第1項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>			
年 月 日 発行			
大府市長			印

（裏面）

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和6年大府市条例第〇号）（抜粋）
（管理者等に対する調査）

第13条 市長は、マンションの管理の状況等を把握するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該マンションの管理者等に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンションその他その管理組合の運営に関係のある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 （略）

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

マンション分譲計画届出書

新規

年 月 日

大府市長殿

郵便番号	
主たる事務所の所在地	
法人名	
代表者氏名	
電話番号	

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第14条第1項の規定により、次のおおりに届け出ます。

マンションの概要	名称・棟名称	マンション名		棟名	
	所在地		町		
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び非住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	戸数	<input type="text"/> 戸			
	階数	地上 <input type="text"/> 階 / 地下 <input type="text"/> 階			
	延べ面積	<input type="text"/> m ²			
	工事完了予定年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
	分譲予定年月	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月			
駐車場設備の内容	<input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> 機械式 (<input type="text"/> 台) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 平面 (<input type="text"/> 台)				

管理組合の運営方法及び建物の修繕に関する計画等の案	管理形態 (管理事務の実施予定)	<input type="checkbox"/> 管理事務を委託する予定である 委託内容 <input type="checkbox"/> 会計の収入及び支出の調定 <input type="checkbox"/> 出納 <input type="checkbox"/> 維持・修繕の企画又は実施の調整 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 管理組合が全ての管理事務を行う予定である	
	管理規約	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	長期修繕計画	<input type="checkbox"/> 長期修繕計画の案を作成している 計画期間 <input type="text"/> 年 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画の案を作成していない	
	修繕積立金の額	<input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収する予定である 計画期間当初の額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間全体での平均額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間内の一時金の徴収の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収しない予定である	
	修繕積立金の積立方法	<input type="checkbox"/> 均等積立方式 <input type="checkbox"/> 段階増額積立方式	
	管理費と修繕積立金の区分経理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
管理事務の委託予定	<input type="checkbox"/> 有 (マンション管理業者に委託する予定である) 郵便番号 <input type="text"/>		
	住所 <input type="text"/>		
	法人名・支店名	<input type="text"/>	
	担当部署	<input type="text"/>	
	電話番号	<input type="text"/>	
	電子メールアドレス	<input type="text"/>	
	<input type="checkbox"/> 無 (マンション管理業者に委託しない予定である)		

上記の届出事項以外に、以下の事項についても記入をお願いします。

連絡窓口	郵便番号	<input type="text"/>	
	住所	<input type="text"/>	
	法人名・支店名	<input type="text"/>	
	担当部署	<input type="text"/>	
	電話番号	<input type="text"/>	
	電子メールアドレス	<input type="text"/>	

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

マンション分譲計画届出書

変更

年 月 日

大府市長殿

郵便番号	
主たる事務所の所在地	
法人名	
代表者氏名	
電話番号	

大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第14条第2項の規定により、次のおおりに届け出ます。

マンションの概要	名称・棟名称	マンション名		棟名	
	所在地		町		
	用途	<input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 住宅及び非住宅 (<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他)			
	戸数	<input type="text"/> 戸			
	階数	地上 <input type="text"/> 階 / 地下 <input type="text"/> 階			
	延べ面積	<input type="text"/> m ²			
	工事完了予定年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日			
	分譲予定年月	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月			
駐車場設備の内容	<input type="checkbox"/> 自走式 <input type="checkbox"/> 機械式 (<input type="text"/> 台) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 平面 (<input type="text"/> 台)				

次ページへ続く

管理組合の運営方法及び建物の修繕に関する計画等の案	管理形態 (管理事務の実施予定)	<input type="checkbox"/> 管理事務を委託する予定である 委託内容 <input type="checkbox"/> 会計の収入及び支出の調定 <input type="checkbox"/> 出納 <input type="checkbox"/> 維持・修繕の企画又は実施の調整 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 管理組合が全ての管理事務を行う予定である	
	管理規約	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	長期修繕計画	<input type="checkbox"/> 長期修繕計画の案を作成している 計画期間 <input type="text"/> 年 <input type="checkbox"/> 長期修繕計画の案を作成していない	
	修繕積立金の額	<input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収する予定である 計画期間当初の額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間全体での平均額 月額 <input type="text"/> 円/m ² 計画期間内の一時金の徴収の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 修繕積立金を徴収しない予定である	
	修繕積立金の積立方法	<input type="checkbox"/> 均等積立方式 <input type="checkbox"/> 段階増額積立方式	
	管理費と修繕積立金の区分経理	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
管理事務の委託予定	<input type="checkbox"/> 有 (マンション管理業者に委託する予定である) 郵便番号 <input type="text"/> 住 所 <input type="text"/> 法人名・支店名 <input type="text"/> 担当部署 <input type="text"/> 電話番号 <input type="text"/> 電子メールアドレス <input type="text"/> <input type="checkbox"/> 無 (マンション管理業者に委託しない予定である)		

上記の届出事項以外に、以下の事項についても記入をお願いします。

連絡窓口	郵便番号	<input type="text"/>
	住 所	<input type="text"/>
	法人名・支店名	<input type="text"/>
	担当部署	<input type="text"/>
	電話番号	<input type="text"/>
	電子メールアドレス	<input type="text"/>

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

※	
<h1>勸告書</h1>	
第 年 月 日 号	
マンションの管理者等又はマンションの分譲事業者 殿	
大府市長	
大府市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第15条第1項第2項の規定により、次のとおり勸告します。	
勸告の内容	
勸告の理由	

（注意）

正当な理由がなく、条例第15条第1項の規定による勸告に従わないときは、条例第16条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第4号

大府市事務分掌規則の一部を改正する規則

大府市事務分掌規則（平成16年大府市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(課及び係の設置)			(課及び係の設置)		
第2条 条例第2条に定める部に次の表の中欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。			第2条 条例第2条に定める部に次の表の中欄に掲げる課を置き、課に同表の右欄に掲げる係を置く。		
部	課	係	部	課	係
企画政策部	秘書人事課	秘書係 人事係	企画政策部	秘書人事課	秘書係 人事係
	<u>企画広報戦略課</u>	企画政策係 広報広聴係		<u>企画広報課</u>	企画政策係 広報広聴係
	法務財政課	<u>政策法務係</u> 財政係		法務財政課	<u>法務係</u> 財政係
総務部	行政管理課	文書統計係 <u>管財係</u> <u>契約検査係</u>	総務部	行政管理課	文書統計係 <u>契約係</u> <u>検査管財係</u>
	市民課	窓口サービス係 戸籍記録係		市民課	窓口サービス係 戸籍記録係
	税務課	市民税係 資産税係 納税係		税務課	市民税係 資産税係 納税係
市民協働部	協働推進課	協働推進生涯学習係	市民協働部	協働推進課	協働推進生涯学習係

改正後			改正前		
	文化スポーツ交流課	文化振興係 <u>スポーツ推進係</u> 多文化交流係		文化交流課	文化振興係 多文化交流係
	危機管理課	防災危機管理係 生活安全係		危機管理課	防災危機管理係 生活安全係
	環境課	環境政策係 環境衛生係		環境課	環境政策係 環境衛生係
福祉部	地域福祉課	福祉政策係 保護係	福祉部	地域福祉課	福祉係 保護係
	高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係		高齢障がい支援課	高齢福祉係 障がい福祉係
	保険医療課	福祉医療係 国保年金係		保険医療課	福祉医療係 国保年金係
健康未来部	健康未来政策課	健康都市子ども政策係 <u>子ども施設係</u>	健康未来部		
	幼児教育保育課	保育係		幼児教育保育課	保育係 <u>施設係</u>
	<u>子ども若者女性課</u>	<u>子ども支援係</u> <u>ニュージェネ&女性係</u>		<u>子ども未来課</u>	<u>子ども支援係</u> <u>若者女性活躍係</u> <u>子ども家庭係</u>
	健康増進課	健康増進係 <u>子ども家庭センター</u>		健康増進課	健康づくり係 <u>母子保健係</u>
			<u>健康都市スポーツ推進課</u>	健康都市推進係 <u>スポーツ推進係</u>	
都市整備部	都市政策課	計画地域交通係 建築指導係 区画整理係	都市整備部	都市政策課	計画地域交通係 建築指導係 区画整理係
	道路整備課	道路建設係 道路保全係		道路整備課	道路建設係 道路保全係
	<u>水緑公園課</u>	<u>緑花公園係</u> <u>雨水対策係</u>			

改正後			改正前		
	建設総務課	建設管理係 <u>市営住宅施設係</u>		建設総務課	建設管理係 <u>施設維持係</u>
産業振興部	農業振興課	農業支援係 <u>農業施設係</u>	産業振興部	農政課	農業振興係 <u>農業施設係</u>
	商工業ウェルネス バレー推進課	<u>商業観光労働係</u> <u>企業立地ウェル ネスバレー推進係</u>		商工業ウェルネス バレー推進課	<u>商業観光労政係</u> <u>企業立地ウェル ネスバレー推進係</u>
			水と緑の部	<u>水緑公園課</u>	<u>緑花公園係</u> <u>雨水対策係</u>

第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。

部	課	施設
市民協働部	協働推進課	市民活動センター 公民館 いき いきプラザ
	<u>文化スポーツ交流</u> 課	勤労文化会館 おおぶ文化交流の 杜 歴史民俗資料館 <u>市民体育館</u> <u>市民球場</u> <u>体育センター</u> <u>運動広 場</u> <u>夜間照明施設</u>
	危機管理課	防災学習センター
福祉部	福祉総合相談室	ふれ愛サポートセンター
	高齢障がい支援課	デイサービスセンター
健康未来部	幼児教育保育課	保育所
	<u>こども若者女性課</u>	児童老人福祉センター 児童セン ター 子どもステーション 発達

第3条 施設の所管は、次の表のとおりとする。

部	課	施設
市民協働部	協働推進課	市民活動センター 公民館 いき いきプラザ
	<u>文化交流課</u>	勤労文化会館 おおぶ文化交流の 杜 歴史民俗資料館
	危機管理課	防災学習センター
福祉部	福祉総合相談室	ふれ愛サポートセンター
	高齢障がい支援課	デイサービスセンター
健康未来部	幼児教育保育課	保育所
	<u>子ども未来課</u>	児童老人福祉センター 児童セン ター 子どもステーション 発達

改正後			改正前		
		支援センター 石ヶ瀬会館			支援センター 石ヶ瀬会館
	健康増進課	保健センター		健康増進課	保健センター
				健康都市スポーツ 推進課	市民体育館 体育センター 運動 広場 夜間照明施設
都市整備部	建設総務課	市営住宅 特定公共賃貸住宅 有 料駐車場	都市整備部	建設総務課	市営住宅 特定公共賃貸住宅 有 料駐車場
	水緑公園課	桃陵荘 自然体験学習施設			
産業振興部	商工業ウェルネス バレー推進課	健康にぎわいステーション	産業振興部	商工業ウェルネス バレー推進課	健康にぎわいステーション
			水と緑の部	水緑公園課	桃陵荘 自然体験学習施設

別表（第4条関係）

企画政策部

秘書人事課

秘書係

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 褒賞及び表彰に関すること。
- (4) 渉外に関すること。
- (5) 市長会に関すること。

別表（第4条関係）

企画政策部

秘書人事課

秘書係

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 儀式に関すること。
- (3) 褒賞及び表彰に関すること。
- (4) 渉外に関すること。
- (5) 市長会に関すること。

改正後	改正前
<p>(6) 各部課等の連絡に関する事。</p> <p>(7) 課の文書及び経理に関する事。</p> <p>(8) その他課の庶務に関する事。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 人事政策に関する事。</p> <p>(2) 職員の任用、退職、分限及び懲戒に関する事。</p> <p>(3) 職員の服務その他勤務条件に関する事。</p> <p>(4) 職員の給与、旅費及び共済に関する事。</p> <p>(5) 職員の公務災害補償に関する事。</p> <p>(6) 職員の研修及び教養に関する事。</p> <p>(7) 職員の福利厚生及び安全衛生管理に関する事。</p> <p>(8) 職員団体及び職員互助会に関する事。</p> <p><u>企画広報戦略課</u></p> <p>企画政策係</p> <p>(1) 市政の企画、調査及び総合計画に関する事。</p> <p>(2) 諸施策の総合的な調整に関する事。</p> <p>(3) 行政組織及び行政改革に関する事。</p> <p>(4) 広域行政に関する事。</p> <p>(5) 土地利用の総合的な調整に関する事。</p> <p>(6) 議会（一般質問に関する事に限る。）に関する事。</p>	<p>(6) 各部課等の連絡に関する事。</p> <p>(7) 課の文書及び経理に関する事。</p> <p>(8) その他課の庶務に関する事。</p> <p>人事係</p> <p>(1) 人事政策に関する事。</p> <p>(2) 職員の任用、退職、分限及び懲戒に関する事。</p> <p>(3) 職員の服務その他勤務条件に関する事。</p> <p>(4) 職員の給与、旅費及び共済に関する事。</p> <p>(5) 職員の公務災害補償に関する事。</p> <p>(6) 職員の研修及び教養に関する事。</p> <p>(7) 職員の福利厚生及び安全衛生管理に関する事。</p> <p>(8) 職員団体及び職員互助会に関する事。</p> <p><u>企画広報課</u></p> <p>企画政策係</p> <p>(1) 市政の企画、調査及び総合計画に関する事。</p> <p>(2) 諸施策の総合的な調整に関する事。</p> <p>(3) 行政組織及び行政改革に関する事。</p> <p>(4) 広域行政に関する事。</p> <p>(5) 土地利用の総合的な調整に関する事。</p> <p>(6) 議会（一般質問に関する事に限る。）に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(7) <u>指定管理者制度に関する総合的な調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) <u>ゼロカーボンシティの総合的な企画及び調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>事務事業の進行管理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>広報広聴係</p> <p>(1) シティプロモーションの総合的な企画、<u>調整及び推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>広報紙</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 市公式ウェブサイトに関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) ソーシャルメディアに<u>関する</u>総合的な企画及び調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 市勢要覧に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 報道機関との連絡に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 市政の記録に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) ケーブルテレビに関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) その他市政の広報に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) 広聴に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 市民の要望等の受付処理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) 情報資料の収集及び整理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(13) 市民意識調査に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) パブリックコメントに関する<u>こと</u>。</p>	<p>(7) <u>公の施設の指定管理者に係る総合的な調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) <u>事務事業の進行管理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>広報広聴係</p> <p>(1) シティプロモーションの総合的な企画<u>及び調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>広報紙の発行及び配布</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) 市公式ウェブサイトに関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) ソーシャルメディアを<u>活用した情報発信戦略の</u>総合的な企画及び調整に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) 市勢要覧に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) 報道機関との連絡に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) 市政の記録に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) ケーブルテレビに関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) その他市政の広報に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) 広聴に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) 市民の要望等の受付処理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) 情報資料の収集及び整理に関する<u>こと</u>。</p> <p>(13) 市民意識調査に関する<u>こと</u>。</p> <p>(14) パブリックコメントに関する<u>こと</u>。</p>

改正後	改正前
<p>(15) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(16) その他課の庶務に関すること。</p> <p>法務財政課</p> <p><u>政策法務係</u></p> <p>(1) 政策法務に関すること。</p> <p>(2) 公告式に関すること。</p> <p>(3) 条例、規則、訓令等の審査に関すること。</p> <p>(4) 例規類集の編集に関すること。</p> <p>(5) 他の部課等に属さない法規の制定改廃に関すること。</p> <p>(6) 議会（一般質問に関することを除く。）に関すること。</p> <p>財政係</p> <p>(1) 財政計画に関すること。</p> <p>(2) 予算の編成に関すること。</p> <p>(3) 予算執行の調整及び指導に関すること。</p> <p>(4) 市債及び一時借入金に関すること。</p> <p>(5) 地方交付税に関すること。</p> <p>(6) 市の財源の総合的な調整に関すること。</p> <p>(7) 財政状況の公表に関すること。</p> <p>(8) その他財政に関すること。</p>	<p>(15) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(16) その他課の庶務に関すること。</p> <p>法務財政課</p> <p><u>法務係</u></p> <p>(1) 政策法務に関すること。</p> <p>(2) 公告式に関すること。</p> <p>(3) 条例、規則、訓令等の審査に関すること。</p> <p>(4) 例規類集の編集に関すること。</p> <p>(5) 他の部課等に属さない法規の制定改廃に関すること。</p> <p>(6) 議会（一般質問に関することを除く。）に関すること。</p> <p><u>(7) 固定資産評価審査委員会に関すること。</u></p> <p>財政係</p> <p>(1) 財政計画に関すること。</p> <p>(2) 予算の編成に関すること。</p> <p>(3) 予算執行の調整及び指導に関すること。</p> <p>(4) 市債及び一時借入金に関すること。</p> <p>(5) 地方交付税に関すること。</p> <p>(6) 市の財源の総合的な調整に関すること。</p> <p>(7) 財政状況の公表に関すること。</p> <p>(8) その他財政に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(9) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(10) その他課の庶務に関すること。</p>	<p>(9) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(10) その他課の庶務に関すること。</p>
<p>総務部</p>	<p>総務部</p>
<p>行政管理課</p>	<p>行政管理課</p>
<p>文書統計係</p>	<p>文書統計係</p>
<p><u>(1) 文書事務（ペーパーレスを含む。）の総括に関すること。</u></p>	
<p><u>(2) 文書の整理、保存及び廃棄に関すること。</u></p>	<p>(1) 文書の整理、保存及び廃棄に関すること。</p>
<p><u>(3) 文書の收受及び発送に関すること。</u></p>	<p><u>(2) 2 Sに関すること。</u></p>
<p><u>(4) 2 Sに関すること。</u></p>	<p><u>(3) 文書の收受及び発送に関すること。</u></p>
<p><u>(5) 公印の管守に関すること。</u></p>	<p><u>(4) 公印の管守に関すること。</u></p>
<p><u>(6) 不服の申立て及び訴訟に関すること。</u></p>	<p><u>(5) 不服の申立て及び訴訟に関すること。</u></p>
<p><u>(7) 行政手続に関すること。</u></p>	<p><u>(6) 行政手続に関すること。</u></p>
<p><u>(8) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p>	<p><u>(7) 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u></p>
<p><u>(9) 内部統制に関すること。</u></p>	<p><u>(8) 内部統制に関すること。</u></p>
<p><u>(10) 社会保障・税番号制度の普及に関すること。</u></p>	<p><u>(9) 社会保障・税番号制度の普及に関すること。</u></p>
<p><u>(11) 町名設定に関すること。</u></p>	<p><u>(10) 町名設定に関すること。</u></p>
<p><u>(12) 市章に関すること。</u></p>	<p><u>(11) 市章に関すること。</u></p>
<p><u>(13) 国勢調査及び諸統計に関すること。</u></p>	<p><u>(12) 国勢調査及び諸統計に関すること。</u></p>
<p><u>(14) 公平委員会に関すること。</u></p>	<p><u>(13) 公平委員会に関すること。</u></p>
<p><u>(15) 選挙管理委員会に関すること。</u></p>	<p><u>(14) 選挙管理委員会に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(16) <u>固定資産評価審査委員会に関すること。</u></p> <p>(17) <u>他の部課等の所管に属さないこと。</u></p> <p>(18) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(19) <u>その他課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>管財係</u></p> <p>(1) <u>市有財産に関すること。</u></p> <p>(2) <u>庁舎の安全対策に関すること。</u></p> <p>(3) <u>庁舎の管理及び営繕に関すること。</u></p> <p>(4) <u>備品の記録及び管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>不用品の処分に関すること。</u></p> <p>(6) <u>庁用自動車の集中管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>乗合自動車の運行及び管理に関すること。</u></p> <p>(8) <u>行政界に関すること。</u></p> <p><u>契約検査係</u></p> <p>(1) <u>入札及び契約に関すること。</u></p> <p>(2) <u>指名競争入札参加資格者の登録に関すること。</u></p> <p>(3) <u>物品の出納及び保管に関すること。</u></p> <p>(4) <u>物品の購入及び検収に関すること。</u></p> <p>(5) <u>建設工事等の検査及び進行管理に関すること。</u></p> <p>(6) <u>事務事業の監察に関すること。</u></p>	<p>(15) <u>他の部課等の所管に属さないこと。</u></p> <p>(16) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(17) <u>その他課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>契約係</u></p> <p>(1) <u>入札及び契約に関すること。</u></p> <p>(2) <u>指名競争入札参加資格者の登録に関すること。</u></p> <p>(3) <u>物品の出納及び保管に関すること。</u></p> <p>(4) <u>物品の購入及び検収に関すること。</u></p> <p><u>検査管財係</u></p> <p>(1) <u>建設工事等の検査及び進行管理に関すること。</u></p> <p>(2) <u>事務事業の監察に関すること。</u></p> <p>(3) <u>市有財産に関すること。</u></p> <p>(4) <u>庁舎の安全対策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>庁舎の管理及び営繕に関すること。</u></p> <p>(6) <u>備品の記録及び管理に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>デジタル戦略室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>デジタル化</u>の推進に関する事。 (2) <u>スマートシティの推進その他ICT、AI等の先端技術の活用に関する企画、調整及び推進に関する事。</u> (3) <u>デジタル機器の活用、管理及び運用に関する事。</u> (4) 情報システムの開発、管理及び運用に関する事。 (5) 情報セキュリティに関する事。 (6) 室の文書及び経理に関する事。 (7) その他室の庶務に関する事。 <p>市民課</p> <p>窓口サービス係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民異動の届出及び記録に関する事。 (2) 住民記録管理システムに関する事。 (3) 住民票に関する事。 (4) 戸籍証明書に関する事。 (5) 印鑑の登録に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (7) <u>不用品の処分に関する事。</u> (8) <u>庁用自動車の集中管理に関する事。</u> (9) <u>乗合自動車の運行及び管理に関する事。</u> (10) <u>行政界に関する事。</u> <p>デジタル戦略室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) <u>デジタル戦略</u>の推進に関する事。 (2) <u>スマートシティの推進その他ICT活用に係る事務の企画、調整及び推進に関する事。</u> (3) 情報システムの開発、管理及び運用に関する事。 (4) 情報セキュリティに関する事。 (5) 室の文書及び経理に関する事。 (6) その他室の庶務に関する事。 <p>市民課</p> <p>窓口サービス係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 住民異動の届出及び記録に関する事。 (2) 住民記録管理システムに関する事。 (3) 住民票に関する事。 (4) 戸籍証明書に関する事。 (5) 印鑑の登録に関する事。

改正後	改正前
<p>(6) 身分証明に関すること。</p> <p>(7) 在留カードの住居地の手続に関すること。</p> <p>(8) 諸証明（住民票の写し、印鑑登録証明、税務関係の証明等をいう。）の交付に係る窓口サービスに関すること。</p> <p>(9) 自動車の臨時運行許可に関すること。</p> <p>(10) 個人番号の通知及び個人番号カードの運用に関すること。</p> <p>(11) 人口動向調査に関すること。</p> <p>(12) 一般旅券の発給等に関すること。</p> <p>(13) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(14) その他課の庶務に関すること。</p>	<p>(6) 身分証明に関すること。</p> <p>(7) 在留カードの住居地の手続に関すること。</p> <p>(8) 諸証明（住民票の写し、印鑑登録証明、税務関係の証明等をいう。）の交付に係る窓口サービスに関すること。</p> <p>(9) 自動車の臨時運行許可に関すること。</p> <p>(10) 個人番号の通知及び個人番号カードの運用に関すること。</p> <p>(11) 人口動向調査に関すること。</p> <p>(12) 一般旅券の発給等に関すること。</p> <p>(13) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(14) その他課の庶務に関すること。</p>
<p>戸籍記録係</p> <p>(1) 戸籍の届出及び記録に関すること。</p> <p>(2) 戸籍事務管理システムに関すること。</p> <p>(3) 戸籍の附票に関すること。</p> <p>(4) 住民基本台帳の職権記録に関すること。</p> <p>(5) 住民実態調査に関すること。</p> <p>(6) 特別永住者に関すること。</p> <p>(7) 犯罪人名簿に関すること。</p> <p>(8) 成年被後見人名簿及び破産者名簿に関すること。</p> <p>(9) 人口動態調査に関すること。</p>	<p>戸籍記録係</p> <p>(1) 戸籍の届出及び記録に関すること。</p> <p>(2) 戸籍事務管理システムに関すること。</p> <p>(3) 戸籍の附票に関すること。</p> <p>(4) 住民基本台帳の職権記録に関すること。</p> <p>(5) 住民実態調査に関すること。</p> <p>(6) 特別永住者に関すること。</p> <p>(7) 犯罪人名簿に関すること。</p> <p>(8) 成年被後見人名簿及び破産者名簿に関すること。</p> <p>(9) 人口動態調査に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(10) 火葬場の使用許可に関すること。</p> <p>(11) 埋火葬許可に関すること。</p> <p>(12) 改葬許可に関すること。</p> <p>税務課</p> <p>市民税係</p> <p>(1) 個人市民税、<u>個人県民税及び森林環境税</u>の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(2) 法人市民税の申告並びに申告資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(3) 軽自動車税の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(4) 個人市民税、個人県民税、<u>森林環境税</u>、法人市民税及び軽自動車税の諸証明に関すること。</p> <p>(5) 税務統計に関すること。</p> <p>(6) 市たばこ税に関すること。</p> <p>(7) 入湯税に関すること。</p> <p>(8) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(9) その他課の庶務に関すること。</p> <p>資産税係</p>	<p>(10) <u>相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく通知に関すること。</u></p> <p>(11) 火葬場の使用許可に関すること。</p> <p>(12) 埋火葬許可に関すること。</p> <p>(13) 改葬許可に関すること。</p> <p>税務課</p> <p>市民税係</p> <p>(1) 個人市民税及び<u>個人県民税</u>の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(2) 法人市民税の申告並びに申告資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(3) 軽自動車税の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(4) 個人市民税、個人県民税、法人市民税及び軽自動車税の諸証明に関すること。</p> <p>(5) 税務統計に関すること。</p> <p>(6) 市たばこ税に関すること。</p> <p>(7) 入湯税に関すること。</p> <p>(8) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(9) その他課の庶務に関すること。</p> <p>資産税係</p>

改正後	改正前
<p>(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関する事。</p> <p>(2) 固定資産税及び都市計画税の諸証明に関する事。</p> <p>(3) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。</p> <p>(4) 特別土地保有税に関する事。</p> <p><u>(5) 相続税法（昭和25年法律第73号）に基づく通知に関する事。</u></p> <p>納税係</p> <p>(1) 市税等の宛名管理に関する事。</p> <p>(2) 市税等の口座管理に関する事。</p> <p>(3) 口座振替及び納税の奨励に関する事。</p> <p>(4) 納税証明に関する事。</p> <p>(5) 市税等の徴収及び還付に関する事。</p> <p>(6) 市税等の督促及び滞納処分に関する事。</p> <p>(7) 市税等の徴収猶予に関する事。</p> <p>(8) 税の徴収嘱託及び受託に関する事。</p> <p>(9) 市税等の欠損処分及び滞納繰越に関する事。</p> <p>(10) <u>納税意義</u>の普及啓発及び納税相談に関する事。</p> <p>市民協働部</p> <p>協働推進課</p> <p>協働推進生涯学習係</p>	<p>(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関する事。</p> <p>(2) 固定資産税及び都市計画税の諸証明に関する事。</p> <p>(3) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。</p> <p>(4) 特別土地保有税に関する事。</p> <p>納税係</p> <p>(1) 市税の宛名管理に関する事。</p> <p>(2) 市税の口座管理に関する事。</p> <p>(3) 口座振替及び納税の奨励に関する事。</p> <p>(4) 納税証明に関する事。</p> <p>(5) 市税の徴収及び還付に関する事。</p> <p>(6) 市税の督促及び滞納処分に関する事。</p> <p>(7) 市税の徴収猶予に関する事。</p> <p>(8) 税の徴収嘱託及び受託に関する事。</p> <p>(9) 市税の欠損処分及び滞納繰越に関する事。</p> <p>(10) <u>納税思想</u>の普及及び納税相談に関する事。</p> <p>市民協働部</p> <p>協働推進課</p> <p>協働推進生涯学習係</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (1) 協働施策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 住民の自治組織に関すること。 (3) コミュニティに関すること。 (4) 民間非営利組織（NPO）に関すること。 (5) ボランティアに関すること。 (6) 地域との連携に関すること。 (7) 市民憲章に関すること。 (8) 市民活動センターの管理及び運営に関すること。 (9) 生涯学習施策の企画、調整及び推進に関すること。 (10) 社会教育団体（婦人会を除く。）の指導及び育成に関すること。 (11) 学校施設（大東小学校の家庭科室及び交流ホールに限る。）の開放に関すること。 (12) 公民館の管理及び運営に関すること。 (13) いきいきプラザの管理及び運営に関すること。 (14) その他協働及び生涯学習に関すること。 (15) 課の文書及び経理に関すること。 (16) その他課の庶務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) <u>協働</u>に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。 (2) 住民の自治組織に関すること。 (3) コミュニティに関すること。 (4) 民間非営利組織（NPO）に関すること。 (5) ボランティアに関すること。 (6) 地域との連携に関すること。 (7) 市民憲章に関すること。 (8) 市民活動センターの管理及び運営に関すること。 (9) 生涯学習<u>に関する</u>施策の企画、調整及び推進に関すること。 (10) 社会教育団体（婦人会を除く。）の指導及び育成に関すること。 (11) 学校施設（大東小学校の家庭科室及び交流ホールに限る。）の開放に関すること。 (12) 公民館の管理及び運営に関すること。 (13) いきいきプラザの管理及び運営に関すること。 (14) その他協働及び生涯学習に関すること。 (15) 課の文書及び経理に関すること。 (16) その他課の庶務に関すること。
<p><u>文化スポーツ交流課</u></p> <p>文化振興係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化振興<u>施策</u>の総合的な企画、調整及び<u>推進</u>に関すること。 	<p><u>文化交流課</u></p> <p>文化振興係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 文化振興の総合的な企画<u>及び調整</u>に関すること。

改正後	改正前
<p>(2) 芸術及び文化活動の普及及び発展に関すること。</p> <p>(3) 文化表彰に関すること。</p> <p>(4) 文化団体に関すること。</p> <p>(5) 文化財の保護に関すること。</p> <p><u>(6) 勤労文化会館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(7) おおぶ文化交流の杜の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(8) 歴史民俗資料館（別館を含む。）の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(9) その他文化振興に関すること。</u></p> <p>(10) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(11) その他課の庶務に関すること。</p>	<p>(2) 芸術及び文化活動の普及及び発展に関すること。</p> <p>(3) 文化表彰に関すること。</p> <p>(4) 文化団体の<u>指導及び育成</u>に関すること。</p> <p>(5) 文化財の保護に関すること。</p> <p><u>(6) その他文化振興に関すること。</u></p> <p><u>(7) 勤労文化会館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(8) おおぶ文化交流の杜の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(9) 歴史民俗資料館（別館を含む。）の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(10) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(11) その他課の庶務に関すること。</p>
<p><u>スポーツ推進係</u></p> <p><u>(1) スポーツの推進に関すること。</u></p> <p><u>(2) スポーツ事業の企画及び推進に関すること。</u></p> <p><u>(3) スポーツ推進委員に関すること。</u></p> <p><u>(4) スポーツ団体に関すること。</u></p> <p><u>(5) スポーツ指導者の養成及び活動に関すること。</u></p> <p><u>(6) 学校施設（体育施設に限る。）の開放に関すること。</u></p> <p><u>(7) 市民体育館の管理及び運営に関すること。</u></p> <p><u>(8) 市民球場の管理及び運営に関すること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(9) <u>体育センターの管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(10) <u>運動広場の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(11) <u>夜間照明施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(12) <u>その他スポーツ及びレクリエーションに関すること。</u></p> <p>多文化交流係</p> <p>(1) <u>多文化共生施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>国際交流施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) 姉妹都市の推進に関すること。</p> <p>(4) 都市間交流の推進に関すること。</p> <p>(5) <u>その他多文化共生及び国際交流に関すること。</u></p> <p>危機管理課</p> <p>防災危機管理係</p> <p>(1) <u>危機管理施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) 防災施策の<u>総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) 無線通信、Jアラート及び防災無線に関すること。</p> <p>(4) 避難所の運営に関すること。</p> <p>(5) 避難情報に関すること。</p> <p>(6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）等に関すること。</p> <p>(7) <u>被災地支援の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p>	<p>多文化交流係</p> <p>(1) 多文化共生に関すること。</p> <p>(2) 国際交流の推進に関すること。</p> <p>(3) 姉妹都市の推進に関すること。</p> <p>(4) 都市間交流の推進に関すること。</p> <p>危機管理課</p> <p>防災危機管理係</p> <p>(1) 危機管理対策の総合的な企画<u>及び調整</u>に関すること。</p> <p>(2) <u>防災に関する</u>施策の企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(3) 無線通信、Jアラート及び防災無線に関すること。</p> <p>(4) 避難所の運営に関すること。</p> <p>(5) 避難情報に関すること。</p> <p>(6) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）等に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(8) <u>自衛官の募集</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>防災学習センターの管理及び運営</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) <u>その他危機管理及び防災</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(11) <u>課の文書及び経理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(12) <u>その他課の庶務</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>生活安全係</p> <p>(1) <u>交通安全対策の総合的な企画、調整及び推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>交通安全の啓発</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>交通安全指導の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) <u>交通安全推進機関</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>防犯対策の総合的な企画、調整及び推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) <u>防犯の啓発</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) <u>犯罪被害者等の支援</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) <u>警察との連携</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>放置自動車の判定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) <u>その他交通安全対策及び防犯対策</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>環境課</p> <p>環境政策係</p> <p>(1) <u>環境施策の総合的な企画、調整、調査及び推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>環境保全対策</u>に関する<u>こと</u>。</p>	<p>(7) <u>自衛官の募集</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) <u>防災学習センターの管理及び運営</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>課の文書及び経理</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(10) <u>その他課の庶務</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>生活安全係</p> <p>(1) <u>交通安全対策の総合的な企画及び調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>交通安全思想の啓発</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(3) <u>交通安全指導の推進</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(4) <u>交通安全推進機関</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(5) <u>防犯対策の総合的な企画及び調整</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(6) <u>防犯思想の啓発</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(7) <u>犯罪被害者等の支援</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(8) <u>警察との連携</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(9) <u>放置自動車の判定</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>環境課</p> <p>環境政策係</p> <p>(1) <u>環境政策の総合的な企画及び調査</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p>(2) <u>環境保全対策</u>に関する<u>こと</u>。</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (3) ゼロカーボンシティの推進に関する事。 (4) 公害の調査及び測定に関する事。 (5) 空地の環境保全に関する事。 (6) 自然との共生に関する事。 (7) 地球温暖化対策に関する事。 (8) 水質保全対策に関する事。 (9) 環境マネジメントシステムに関する事。 (10) 専用水道、簡易専用水道、小規模貯水槽水道等に関する事。 (11) 土砂等の採取及び埋立て等に関する事。 (12) その他環境政策に関する事。 (13) 課の文書及び経理に関する事。 (14) その他課の庶務に関する事。 	<ul style="list-style-type: none"> (3) ゼロカーボンシティの推進に関する事。 (4) 公害の調査及び測定に関する事。 (5) 空地の環境保全に関する事。 (6) 自然との共生に関する事。 (7) 地球温暖化対策に関する事。 (8) 水質保全対策に関する事。 (9) 環境マネジメントシステムに関する事。 (10) 専用水道、簡易専用水道、小規模貯水槽水道等に関する事。 (11) 土砂等の採取及び埋立て等に関する事。 (12) その他環境政策に関する事。 (13) 課の文書及び経理に関する事。 (14) その他課の庶務に関する事。
<p>環境衛生係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の処理に関する事。 (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。 (3) ごみの減量化に関する事。 (4) 資源化の促進に関する事。 (5) 地域環境美化に関する事。 (6) 不法投棄の防止に関する事。 	<p>環境衛生係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般廃棄物の処理に関する事。 (2) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関する事。 (3) ごみの減量化に関する事。 (4) 資源化の促進に関する事。 (5) 地域環境美化に関する事。 (6) 不法投棄の防止に関する事。

改正後	改正前
<p>(7) 狂犬病予防に関する事。</p> <p>(8) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可及び指導監督に関する事。</p> <p>(9) 愛護動物の管理に関する事。</p> <p>(10) 東部知多衛生組合に関する事。</p> <p>(11) 知北平和公園組合に関する事。</p> <p>(12) その他環境衛生に関する事。</p>	<p>(7) 狂犬病予防に関する事。</p> <p>(8) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営許可及び指導監督に関する事。</p> <p>(9) 愛護動物の管理に関する事。</p> <p>(10) 東部知多衛生組合に関する事。</p> <p>(11) 知北平和公園組合に関する事。</p> <p>(12) その他環境衛生に関する事。</p>
<p>福祉部</p>	<p>福祉部</p>
<p>地域福祉課</p>	<p>地域福祉課</p>
<p><u>福祉政策係</u></p>	<p><u>福祉係</u></p>
<p>(1) 社会福祉の総合的な企画、調整、調査及び研究に関する事。</p> <p>(2) 地域福祉の推進に関する事。</p> <p>(3) 平和都市に関する事。</p> <p>(4) 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する事。</p> <p>(5) 人権施策の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>(6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務の処理に関する事。</p> <p>(7) 災害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。</p> <p>(8) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事。</p> <p>(9) 福祉団体にに関する事。</p>	<p>(1) 社会福祉の総合的な企画、調整、調査及び研究に関する事。</p> <p>(2) 地域福祉の推進に関する事。</p> <p>(3) 平和都市に関する事。</p> <p>(4) 戦傷病者及び戦没者遺族の援護に関する事。</p> <p>(5) 人権施策の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p>(6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく事務の処理に関する事。</p> <p>(7) 災害見舞金等の支給及び災害援護資金の貸付けに関する事。</p> <p>(8) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する事。</p> <p>(9) 福祉団体にに関する事。</p>

改正後	改正前
<p>(10) 大府市社会福祉協議会に関すること。</p> <p>(11) 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>(12) 日本赤十字社に関すること。</p> <p>(13) 同和対策に関すること。</p> <p>(14) 地域福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(15) 社会福祉連携推進法人の認定及び指導監督に関すること。</p> <p>(16) 社会福祉法人等審査会に関すること。</p> <p>(17) 地域包括ケアの推進に関すること。</p> <p>(18) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(19) その他課の庶務に関すること。</p> <p>保護係</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費の支払に関すること。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の実施に関すること。</p> <p>(3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援の実施に関すること。</p>	<p>(10) 大府市社会福祉協議会に関すること。</p> <p>(11) 民生委員及び児童委員に関すること。</p> <p>(12) 日本赤十字社に関すること。</p> <p>(13) 同和対策に関すること。</p> <p>(14) 地域福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(15) 社会福祉連携推進法人の認定及び指導監督に関すること。</p> <p>(16) 社会福祉法人審査会に関すること。</p> <p>(17) 地域包括ケアの推進に関すること。</p> <p>(18) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(19) その他課の庶務に関すること。</p> <p>保護係</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費の支払に関すること。</p> <p>(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付の実施に関すること。</p> <p>(3) 行旅病人及び行旅死亡人の取扱いに関すること。</p> <p>(4) 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく支援の実施に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>福祉総合相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉の総合的な相談に関する事。 (2) 相談業務（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。 (3) 人権（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。 (4) おくやみ窓口に関する事。 (5) ひきこもり支援に関する事。 (6) 終活支援に関する事。 (7) 遺贈及び寄附に関する事。 (8) 成年後見制度（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。 (9) 高齢者及び障がい者の虐待防止に関する事。 (10) ヤングケアラーの支援に関する事。 (11) ふれ愛サポートセンターの管理及び運営に関する事。 (12) 室の文書及び経理に関する事。 (13) その他室の庶務に関する事。 <p>高齢障がい支援課</p> <p>高齢福祉係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者施策の<u>企画、調整</u>、調査及び推進に関する事。 (2) 高齢者の相談及び支援に関する事。 (3) 認知症施策の<u>企画、調整</u>、調査及び推進に関する事。 	<p>福祉総合相談室</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉の総合的な相談に関する事。 (2) 相談業務（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。 (3) 人権（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。 (4) おくやみ窓口に関する事。 (5) ひきこもり支援に関する事。 (6) 終活支援に関する事。 (7) 遺贈及び寄附に関する事。 (8) 成年後見制度（他課の所管に属するものを除く。）に関する事。 (9) 高齢者及び障がい者の虐待防止に関する事。 (10) ヤングケアラーの支援に関する事。 (11) ふれ愛サポートセンターの管理及び運営に関する事。 (12) 室の文書及び経理に関する事。 (13) その他室の庶務に関する事。 <p>高齢障がい支援課</p> <p>高齢福祉係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 高齢者施策の調整、調査及び推進に関する事。 (2) 高齢者の相談及び支援に関する事。 (3) 認知症施策の調整、調査及び推進に関する事。

改正後	改正前
<p>(4) 在宅医療介護連携の推進に関すること。</p> <p>(5) 成年後見制度に係る施策の企画及び調整に関すること。</p> <p>(6) 高齢者の生きがい推進に関すること。</p> <p>(7) 敬老事業に関すること。</p> <p>(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。</p> <p>(9) 知多北部広域連合に関すること。</p> <p>(10) 高齢者及び介護に関する団体及び事務所に関すること。</p> <p>(11) 高齢者福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(12) デイサービスセンターの管理及び運営に関すること。</p> <p>(13) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(14) その他課の庶務に関すること。</p>	<p>(4) 在宅医療介護連携の推進に関すること。</p> <p>(5) 成年後見制度に係る施策の<u>総合的な</u>企画及び調整に関すること。</p> <p>(6) 高齢者の生きがい推進に関すること。</p> <p>(7) 敬老事業に関すること。</p> <p>(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。</p> <p>(9) 知多北部広域連合に関すること。</p> <p>(10) 高齢者及び介護に関する団体及び事務所に関すること。</p> <p>(11) 高齢者福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(12) デイサービスセンターの管理及び運営に関すること。</p> <p>(13) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(14) その他課の庶務に関すること。</p>
<p>障がい福祉係</p>	<p>障がい福祉係</p>
<p>(1) 障がい者施策の<u>企画、調整、調査</u>及び推進に関すること。</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する</p>	<p>(1) 障がい者施策の調整、調査及び推進に関すること。</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。</p> <p>(3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する</p>

改正後	改正前
<p>る法律（昭和25年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、大府市中心身障がい者扶助料等の支給等に関すること。</p> <p>(5) 障がい者に関する団体及び事業所に関すること。</p> <p>(6) 障がい者の相談及び支援に関すること。</p> <p>(7) 障がい者福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(8) 障害福祉サービスの支給及び決定に関すること。</p> <p>(9) 障害福祉サービス事業所等の指定及び指導監査に関すること。</p> <p>(10) 手話の普及及び理解の促進に関すること。</p> <p>保険医療課</p> <p>福祉医療係</p> <p>(1) 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合に関すること。</p> <p>(3) 子ども医療費の助成に関すること。</p> <p>(4) 障がい者医療費の助成に関すること。</p> <p>(5) 母子家庭等医療費の助成に関すること。</p> <p>(6) 精神障がい者医療費の助成に関すること。</p> <p>(7) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(8) その他課の庶務に関すること。</p>	<p>る法律（昭和25年法律第123号）に基づく事務の処理に関すること。</p> <p>(4) 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、大府市中心身障がい者扶助料等の支給等に関すること。</p> <p>(5) 障がい者に関する団体及び事業所に関すること。</p> <p>(6) 障がい者の相談及び支援に関すること。</p> <p>(7) 障がい者福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(8) 障害福祉サービスの支給及び決定に関すること。</p> <p>(9) 障害福祉サービス事業所等の指定及び指導監査に関すること。</p> <p>(10) 手話の普及及び理解の促進に関すること。</p> <p>保険医療課</p> <p>福祉医療係</p> <p>(1) 後期高齢者医療に関すること。</p> <p>(2) 愛知県後期高齢者医療広域連合に関すること。</p> <p>(3) 子ども医療費の助成に関すること。</p> <p>(4) 障がい者医療費の助成に関すること。</p> <p>(5) 母子家庭等医療費の助成に関すること。</p> <p>(6) 精神障がい者医療費の助成に関すること。</p> <p>(7) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(8) その他課の庶務に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>国保年金係</p> <p>(1) 国民健康保険事業の調査及び統計に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険団体連合会及び療養取扱機関に関すること。</p> <p>(3) 国民健康保険の趣旨の普及に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険税の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(5) 給付費、療養費等の給付に関すること。</p> <p>(6) 出産育児一時金、葬祭費等の支給に関すること。</p> <p>(7) 国民年金の趣旨の普及に関すること。</p> <p>(8) 国民年金被保険者の資格に関すること。</p> <p>(9) 国民年金関係の届出及び申請の進達に関すること。</p> <p>(10) 老齢福祉年金に関すること。</p> <p>健康未来部</p> <p><u>健康未来政策課</u></p> <p><u>健康都市こども政策係</u></p> <p>(1) <u>こども・子育て施策の総合的な企画、調整、推進及びPRに関すること。</u></p> <p>(2) <u>こども計画の策定及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>子ども会施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(4) <u>健康都市施策の総合的な企画、調整、推進及びPRに関するこ</u></p>	<p>国保年金係</p> <p>(1) 国民健康保険事業の調査及び統計に関すること。</p> <p>(2) 国民健康保険団体連合会及び療養取扱機関に関すること。</p> <p>(3) 国民健康保険の趣旨の普及に関すること。</p> <p>(4) 国民健康保険税の賦課並びに賦課資料の調査、収集及び整理並びに減免に関すること。</p> <p>(5) 給付費、療養費等の給付に関すること。</p> <p>(6) 出産育児一時金、葬祭費等の支給に関すること。</p> <p>(7) 国民年金の趣旨の普及に関すること。</p> <p>(8) 国民年金被保険者の資格に関すること。</p> <p>(9) 国民年金関係の届出及び申請の進達に関すること。</p> <p>(10) 老齢福祉年金に関すること。</p> <p>健康未来部</p>

改正後	改正前
<p><u>と。</u></p> <p>(5) <u>「健康都市おおぶ」推進会議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>健康都市連合に関すること。</u></p> <p>(7) <u>健康経営の推進に関すること。</u></p> <p>(8) <u>自死対策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(9) <u>地域医療連携の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(10) <u>地域包括ケアの企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(11) <u>その他部の新規施策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(12) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>その他課の庶務に関すること。</u></p> <p><u>こども施設係</u></p> <p>(1) <u>児童福祉施設等の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉施設等、石ヶ瀬会館、保健センター等の整備及び営繕</u> <u>に関すること。</u></p> <p>幼児教育保育課</p> <p>保育係</p> <p>(1) 保育所の入所及び退所に関すること。</p> <p>(2) 保育の指導計画に関すること。</p> <p>(3) 保育士の研修に関すること。</p> <p>(4) 保育料等の決定及び収納に関すること。</p>	<p>幼児教育保育課</p> <p>保育係</p> <p>(1) 保育所の入所及び退所に関すること。</p> <p>(2) 保育の指導計画に関すること。</p> <p>(3) 保育士の研修に関すること。</p> <p>(4) 保育料等の決定及び収納に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(5) 施設等利用給付の給付等に関すること。</p> <p>(6) 私立幼稚園に関すること。</p> <p>(7) 私立保育所に関すること。</p> <p>(8) 認定こども園に関すること。</p> <p>(9) 家庭的保育事業等に関すること。</p> <p>(10) 認定保育室に関すること。</p> <p>(11) 認可外保育施設の届出及び調査に関すること。</p> <p>(12) 病児保育に関すること。</p> <p>(13) 児童福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(14) 特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等の確認、指導監査等に関すること。</p> <p>(15) 保育所の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>(16) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(17) その他課の庶務に関すること。</p>	<p>(5) 施設等利用給付の給付等に関すること。</p> <p>(6) 私立幼稚園に関すること。</p> <p>(7) 私立保育所に関すること。</p> <p>(8) 認定こども園に関すること。</p> <p>(9) 家庭的保育事業等に関すること。</p> <p>(10) 認定保育室に関すること。</p> <p>(11) 認可外保育施設の届出及び調査に関すること。</p> <p>(12) 病児保育に関すること。</p> <p>(13) 児童福祉に係る社会福祉法人の認可及び指導監督に関すること。</p> <p>(14) 特定教育・保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等の確認、指導監査等に関すること。</p> <p>(15) 保育所の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>(16) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(17) その他課の庶務に関すること。</p>
	<p><u>施設係</u></p> <p>(1) <u>児童福祉施設等の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童福祉施設等、石ヶ瀬会館、保健センター、市民体育館、体育センター、運動広場及び夜間照明施設の整備及び営繕に関するこ</u></p>

改正後	改正前
<p><u>こども若者女性課</u></p> <p><u>こども支援係</u></p> <p>(1) 児童の健全育成に関すること。</p> <p>(2) <u>こども・子育て支援の推進に関すること。</u></p> <p>(3) <u>子ども会の育成に関すること。</u></p> <p>(4) 児童手当、児童扶養手当、遺児手当等の支給等に関すること。</p> <p>(5) 障がい児の通所支援における給付等に関すること。</p> <p>(6) <u>障害児通所支援事業所の指定及び指導監査に関すること。</u></p> <p>(7) <u>医療的ケア児に関すること。</u></p> <p>(8) <u>こどもの貧困対策に関すること。</u></p> <p>(9) 児童老人福祉センター及び児童センターの管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>(10) 子どもステーションの管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>(11) 発達支援センターの管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)並びに発達支援事業に関すること。</p> <p>(12) 少年少女発明クラブに関すること。</p> <p>(13) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(14) その他課の庶務に関すること。</p>	<p><u>と。</u></p> <p><u>子ども未来課</u></p> <p><u>子ども支援係</u></p> <p>(1) 児童の健全育成に関すること。</p> <p>(2) <u>子ども・子育て支援事業計画の推進に関すること。</u></p> <p>(3) 児童手当、児童扶養手当、遺児手当等の支給等に関すること。</p> <p>(4) 障がい児の通所支援における給付等に関すること。</p> <p>(5) 児童老人福祉センター及び児童センターの管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>(6) 子どもステーションの管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)に関すること。</p> <p>(7) 発達支援センターの管理及び運営(整備及び営繕に関するものを除く。)並びに発達支援事業に関すること。</p> <p>(8) 少年少女発明クラブに関すること。</p> <p>(9) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(10) その他課の庶務に関すること。</p>

改正後	改正前
<p><u>ニュージェネ&女性係</u></p> <p>(1) <u>若者及び女性の活躍の推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>若者支援施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(3) 青少年団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(4) 保護司会及び更生保護女性会に関すること。</p> <p>(5) ひまわり委員に関すること。</p> <p>(6) 社会を明るくする運動に関すること。</p> <p>(7) 男女共同参画施策の<u>総合的な</u>企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(8) 男女共同参画に資する団体及び婦人会の指導及び育成に関すること。</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。</p> <p>(10) その他<u>若者支援</u>及び男女共同参画に関すること。</p> <p>(11) 石ヶ瀬会館の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>健康増進課</p>	<p><u>若者女性活躍係</u></p> <p>(1) <u>青少年に関する施策の企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>若者及び女性の活躍の推進に関すること。</u></p> <p>(3) 青少年団体の指導及び育成に関すること。</p> <p>(4) 保護司会及び更生保護女性会に関すること。</p> <p>(5) ひまわり委員に関すること。</p> <p>(6) 社会を明るくする運動に関すること。</p> <p>(7) 男女共同参画に関する<u>施策の</u>企画、調整及び推進に関すること。</p> <p>(8) 男女共同参画に資する団体及び婦人会の指導及び育成に関すること。</p> <p>(9) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関すること。</p> <p>(10) その他<u>青少年</u>及び男女共同参画に関すること。</p> <p>(11) 石ヶ瀬会館の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</p> <p><u>子ども家庭係</u></p> <p>(1) <u>家庭児童相談に関すること。</u></p> <p>(2) <u>児童虐待防止に関すること。</u></p> <p>(3) <u>子どもの貧困対策に関すること。</u></p> <p>健康増進課</p>

改正後	改正前
<p><u>健康増進係</u></p> <p>(1) 健康づくり関連事業に関すること。</p> <p>(2) <u>成人保健事業に関すること。</u></p> <p>(3) <u>精神保健事業に関すること。</u></p> <p>(4) <u>介護予防事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>母子保健事業に関すること。</u></p> <p>(6) <u>感染症及び予防接種事業に関すること。</u></p> <p>(7) 自死対策の推進に関すること。</p> <p>(8) 保健センター（<u>診療所機能を含む。</u>）の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>(9) <u>医療体制及び医療機関との連携に関すること。</u></p> <p>(10) <u>献血推進事業に関すること。</u></p> <p>(11) <u>保健衛生知識の普及に関すること。</u></p> <p>(12) <u>衛生統計に関すること。</u></p> <p>(13) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(14) その他課の庶務に関すること。</p>	<p><u>健康づくり係</u></p> <p>(1) 健康づくり関連事業に関すること。</p> <p>(2) <u>保健衛生知識の普及に関すること。</u></p> <p>(3) <u>衛生統計に関すること。</u></p> <p>(4) <u>感染症対策に関すること。</u></p> <p>(5) <u>献血推進事業に関すること。</u></p> <p>(6) <u>精神保健事業に関すること。</u></p> <p>(7) 自死対策の推進に関すること。</p> <p>(8) 保健センターの管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</p> <p>(9) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(10) その他課の庶務に関すること。</p> <p><u>母子保健係</u></p> <p>(1) <u>成人及び高齢者の保健事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>介護予防事業に関すること。</u></p> <p>(3) <u>予防接種事業に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>こども家庭センター</u></p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第10条の2及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条の規定に基づく妊産婦及びこどもとその家庭に関する総合的な支援(健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を除く。)</u> に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) <u>母子健康手帳の交付に関すること。</u></p> <p>(3) <u>児童虐待防止に関すること。</u></p>	<p>(4) <u>母子保健事業に関すること。</u></p> <p>(5) <u>医療機関との連携に関すること。</u></p> <p><u>健康都市スポーツ推進課</u></p> <p><u>健康都市推進係</u></p> <p>(1) <u>健康都市関連施策の総合的な企画、調整、調査及びPRに関すること。</u></p> <p>(2) <u>「健康都市おおぶ」推進会議に関すること。</u></p> <p>(3) <u>健康都市連合に関すること。</u></p> <p>(4) <u>健康経営の推進に関すること。</u></p> <p>(5) <u>自死対策の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(6) <u>地域医療連携の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>地域包括ケアの企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>都市整備部 都市政策課 計画地域交通係</p>	<p>(9) <u>その他課の庶務に関すること。</u> <u>スポーツ推進係</u> (1) <u>スポーツの推進に関すること。</u> (2) <u>スポーツ事業の企画及び実施に関すること。</u> (3) <u>スポーツ推進委員に関すること。</u> (4) <u>スポーツ団体の指導及び育成に関すること。</u> (5) <u>スポーツ指導者の養成及び活動に関すること。</u> (6) <u>その他スポーツ及びレクリエーションに関すること。</u> (7) <u>学校施設（体育施設に限る。）の開放に関すること。</u> (8) <u>市民体育館の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</u> (9) <u>体育センターの管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</u> (10) <u>運動広場の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</u> (11) <u>夜間照明施設の管理及び運営（整備及び営繕に関するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>都市整備部 都市政策課 計画地域交通係</p>

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画及び都市景観事業<u>(公共サインを含む。)</u>の調査、計画及び調整に関すること。 (2) 都市計画の決定に関すること。 (3) 道路交通ネットワークの形成に関すること。 (4) 生産緑地に関すること。 (5) 地区計画に関すること。 (6) 空家等に関する対策の<u>企画及び調整</u>に関すること。 (7) 都市交通体系の企画及び調整に関すること。 (8) 循環バスに関すること。 (9) 大府市有料駐車場の<u>企画及び調整</u>に関すること。 (10) 自転車駐車場の<u>企画及び調整</u>に関すること。 (11) 課の文書及び経理に関すること。 (12) その他課の庶務に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市計画及び都市景観事業の調査、計画及び調整に関すること。 (2) 都市計画の決定に関すること。 (3) 道路交通ネットワークの形成に関すること。 (4) 生産緑地に関すること。 (5) 地区計画に関すること。 (6) 空家等に関する対策の<u>総合的な調整</u>に関すること。 (7) 都市交通体系の企画及び調整に関すること。 (8) 循環バスに関すること。 (9) 大府市有料駐車場の<u>整備</u>に関すること。 (10) 自転車駐車場の<u>整備</u>に関すること。 (11) 課の文書及び経理に関すること。 (12) その他課の庶務に関すること。
<p>建築指導係</p>	<p>建築指導係</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 宅地利用施策の企画及び調整に関すること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に基づく申請並びに相談及び指導に関すること。 (3) 建築動態統計調査等に関すること。 (4) 宅地造成に関すること。 (5) 開発行為に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宅地利用施策の<u>総合的な企画及び調整</u>に関すること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令に基づく申請並びに相談及び指導に関すること。 (3) 建築動態統計調査等に関すること。 (4) 宅地造成に関すること。 (5) 開発行為に関すること。

改正後	改正前
<p>(6) 優良宅地の供給等に関すること。</p> <p>(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。</p> <p>(8) 人にやさしいまちづくりに関すること。</p> <p>(9) 庁舎等市有建物の営繕の総合的な<u>企画及び調整</u>に関すること。</p> <p>(10) 民間住宅の耐震改修等の促進に関すること。</p> <p><u>(11) マンション管理の適正化に関すること。</u></p> <p>区画整理係</p> <p>(1) 土地区画整理事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 土地区画整理組合等の設立に係る支援及び指導に関すること。</p> <p>(3) 土地区画整理地内の建築行為に関すること。</p> <p>中心市街地整備室</p> <p>(1) 大府駅及び共和駅周辺(<u>大府市有料駐車場及び自転車駐車場を含む。)</u>の整備に関すること。</p> <p>(2) まちのにぎわい創出に関すること。</p> <p>(3) 駅周辺の空家等の利活用に関すること。</p> <p>(4) 室の文書及び経理に関すること。</p> <p>(5) その他室の庶務に関すること。</p> <p>道路整備課</p> <p>道路建設係</p> <p>(1) 道路施策の<u>企画、調整及び推進</u>に関すること。</p>	<p>(6) 優良宅地の供給等に関すること。</p> <p>(7) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。</p> <p>(8) 人にやさしいまちづくりに関すること。</p> <p>(9) 庁舎等市有建物の営繕の総合的な調整に関すること。</p> <p>(10) 民間住宅の耐震改修等の促進に関すること。</p> <p>区画整理係</p> <p>(1) 土地区画整理事業の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 土地区画整理組合等の設立に係る支援及び指導に関すること。</p> <p>(3) 土地区画整理地内の建築行為に関すること。</p> <p>中心市街地整備室</p> <p>(1) 大府駅及び共和駅周辺の整備に関すること。</p> <p>(2) まちのにぎわい創出に関すること。</p> <p>(3) 駅周辺の空家等の利活用に関すること。</p> <p>(4) 室の文書及び経理に関すること。</p> <p>(5) その他室の庶務に関すること。</p> <p>道路整備課</p> <p>道路建設係</p> <p>(1) 道路施策の<u>総合的な企画及び調整</u>に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(2) 道路及び橋梁^{りょう}に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>(3) 道路事業に伴う土地等の調査及び買収に関すること。</p> <p>(4) 国、県等との用地取得の調整に関すること。</p> <p>(5) 道路の災害復旧に関すること。</p> <p>(6) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(7) その他課の庶務に関すること。</p> <p>道路保全係</p> <p>(1) 道路、橋梁等の維持補修に係る調査、点検及び計画に関すること。</p> <p>(2) 道路、橋梁等の維持補修工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>(3) 土木資材及び工事中用機械器具の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 市民の要望等に対する応急措置に関すること。</p> <p>(5) 交通安全施設に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>(6) 交通安全施設の維持管理に関すること。</p> <p>(7) 防犯施設に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>(8) 防犯施設の維持管理に関すること。</p> <p>水緑公園課</p> <p>緑花公園係</p>	<p>(2) 道路及び橋梁^{りょう}に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p><u>(3) 道路及び橋梁^{りょう}の新設及び改良工事に関すること。</u></p> <p>(4) 道路事業に伴う土地等の調査及び買収に関すること。</p> <p>(5) 国、県等との用地取得の調整に関すること。</p> <p>(6) 道路の災害復旧に関すること。</p> <p>(7) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(8) その他課の庶務に関すること。</p> <p>道路保全係</p> <p>(1) 道路、橋梁等の維持補修に係る調査、点検及び計画に関すること。</p> <p>(2) 道路、橋梁等の維持補修工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>(3) 土木資材及び工事中用機械器具の維持管理に関すること。</p> <p>(4) 市民の要望等に対する応急措置に関すること。</p> <p>(5) 交通安全施設に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>(6) 交通安全施設の維持管理に関すること。</p> <p>(7) 防犯施設に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</p> <p>(8) 防犯施設の維持管理に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>緑地、公園等の計画に関すること。</u></p> <p>(2) <u>ため池、河川等を利用した親水施設に関すること。</u></p> <p>(3) <u>緑地、公園等に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</u></p> <p>(4) <u>緑地、公園等の維持管理に関すること。</u></p> <p>(5) <u>緑の保全及び緑花の推進に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市の木及び花の普及推進に関すること。</u></p> <p>(7) <u>桃陵荘の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(8) <u>自然体験学習施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(9) <u>ちびっ子広場の管理に関すること。</u></p> <p><u>雨水対策係</u></p> <p>(1) <u>雨水対策及び河川施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総合排水計画に関すること。</u></p> <p>(3) <u>治水及び砂防に関すること。</u></p> <p>(4) <u>雨水管、水路及び雨水調整池（下水道施設を除く。）、ため池（農業用施設を除く。）、排水機場、河川等に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</u></p> <p>(5) <u>雨水管、水路及び雨水調整池（下水道施設を除く。）、ため池（農業用施設を除く。）、排水機場、河川等の維持補修に関すること。</u></p>	

改正後	改正前
<p>(6) <u>河川水路等の台帳の整備に関すること。</u></p> <p>(7) <u>河川水路等の使用、占用及び承認工事に関すること。</u></p> <p>(8) <u>雨水事業及び河川事業に伴う土地等の調査に関すること。</u></p> <p>(9) <u>河川水路等に係る用地の寄附に関すること。</u></p> <p>(10) <u>河川水路等の登記事務に関すること。</u></p> <p>(11) <u>雨水管、水路及び雨水調整池（下水道施設を除く。）、ため池（農業用施設を除く。）、排水機場、河川等の災害復旧に関すること。</u></p> <p>(12) <u>課の文書及び経理に関すること。</u></p> <p>(13) <u>その他課の庶務に関すること。</u></p> <p>建設総務課</p> <p>建設管理係</p> <p>(1) 市道の認定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 道路台帳及び橋梁台帳の整備に関すること。</p> <p>(3) 道路の使用、占用及び承認工事に関すること。</p> <p>(4) 道路及び水路並びに民有地の境界立会に関すること。</p> <p>(5) 地籍調査等に関すること。</p> <p>(6) 道路用地の寄附に関すること。</p> <p>(7) 道路等に係る用地の払下げ、交換及び用途廃止に関すること。</p> <p>(8) 道路の登記事務に関すること。</p>	<p>建設総務課</p> <p>建設管理係</p> <p>(1) 市道の認定、変更及び廃止に関すること。</p> <p>(2) 道路台帳及び橋梁台帳の整備に関すること。</p> <p>(3) 道路の使用、占用及び承認工事に関すること。</p> <p>(4) 道路及び水路並びに民有地の境界立会に関すること。</p> <p>(5) 地籍調査等に関すること。</p> <p>(6) 道路用地の寄附に関すること。</p> <p>(7) 道路等に係る用地の払下げ、交換及び用途廃止に関すること。</p> <p>(8) 道路の登記事務に関すること。</p>

改正後	改正前
<p>(9) 道路賠償に関すること。</p> <p>(10) 道路用地の取得の総合的な調整に関すること。</p> <p>(11) 狭隘^{あい}道路に関すること。</p> <p>(12) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出等に関すること。</p> <p>(13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関すること。</p> <p>(14) 地価公示及び地価調査に関すること。</p> <p>(15) その他用地対策に係る特別事項の推進に関すること。</p> <p>(16) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(17) その他課の庶務に関すること。</p>	<p>(9) 道路賠償に関すること。</p> <p>(10) 道路用地の取得の総合的な調整に関すること。</p> <p>(11) 狭隘^{あい}道路に関すること。</p> <p>(12) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に基づく届出等に関すること。</p> <p>(13) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく届出等に関すること。</p> <p>(14) 地価公示及び地価調査に関すること。</p> <p>(15) その他用地対策に係る特別事項の推進に関すること。</p> <p>(16) 課の文書及び経理に関すること。</p> <p>(17) その他課の庶務に関すること。</p>
<p><u>市営住宅施設係</u></p>	<p><u>施設維持係</u></p>
<p>(1) 公共施設案内標示板の整備及び管理に関すること。</p> <p>(2) 屋外広告物に関すること。</p> <p>(3) 自転車等の放置防止に関すること。</p> <p>(4) 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理及び運営に関すること。</p> <p>(5) 大府市有料駐車場の管理及び運営に関すること。</p> <p>(6) 自転車駐車場の管理及び運営に関すること。</p> <p>(7) 応急仮設住宅の管理及び運営に関すること。</p>	<p>(1) 公共施設案内標示板に関すること。</p> <p>(2) 屋外広告物に関すること。</p> <p>(3) 自転車等の放置防止に関すること。</p> <p>(4) 市営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理及び運営に関すること。</p> <p>(5) 大府市有料駐車場の管理及び運営に関すること。</p> <p>(6) 自転車駐車場の管理及び運営に関すること。</p> <p>(7) 応急仮設住宅の管理及び運営に関すること。</p>
<p>産業振興部</p>	<p>産業振興部</p>

改正後	改正前
<p><u>農業振興課</u></p> <p><u>農業支援係</u></p> <p>(1) 農業振興地域整備計画に関する事。</p> <p>(2) 農業の振興に関する事。</p> <p>(3) 6次産業化の推進に関する事。</p> <p>(4) 畜産環境対策に関する事。</p> <p>(5) 病虫害及び害鳥獣の防除に関する事。</p> <p>(6) 家畜の防疫に関する事。</p> <p>(7) 林務(木材利用の企画及び調整を含む。)及び鳥獣に関する事。</p> <p>(8) <u>森林環境譲与税に関する事。</u></p> <p>(9) 農業金融に関する事。</p> <p>(10) 農業団体に関する事。</p> <p>(11) 農業委員会との連絡に関する事。</p> <p>(12) 課の文書及び経理に関する事。</p> <p>(13) その他課の庶務に関する事。</p> <p><u>農業施設係</u></p> <p>(1) 農業農村整備事業に関する事。</p> <p>(2) 農業用施設の改良及び災害復旧に関する事。</p> <p>(3) 農業用水に関する事。</p>	<p><u>農政課</u></p> <p><u>農業振興係</u></p> <p>(1) 農業振興地域整備計画に関する事。</p> <p>(2) 農業の振興に関する事。</p> <p>(3) 6次産業化の推進に関する事。</p> <p>(4) 畜産環境対策に関する事。</p> <p>(5) 病虫害及び害鳥獣の防除に関する事。</p> <p>(6) 家畜の防疫に関する事。</p> <p>(7) 林務及び鳥獣に関する事。</p> <p>(8) 農業金融に関する事。</p> <p>(9) 農業団体に関する事。</p> <p>(10) 農業委員会との連絡に関する事。</p> <p>(11) 課の文書及び経理に関する事。</p> <p>(12) その他課の庶務に関する事。</p> <p><u>農業施設係</u></p> <p>(1) 農業農村整備事業に関する事。</p> <p>(2) 農業用施設の改良及び災害復旧に関する事。</p> <p>(3) 農業用水に関する事。</p>

改正後	改正前
<p>商工業ウェルネスバレー推進課</p> <p><u>商業観光労働係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商業の振興に関する事。 (2) 商業団体組合に関する事。 (3) 中小企業金融に関する事。 (4) 物産の紹介、宣伝及びあっせんに関する事。 (5) ふるさと納税に関する事。 (6) 観光に関する事。 (7) 産業文化まつりその他の行事の統括に関する事。 (8) 消費者行政に関する事。 (9) 健康にぎわいステーションの管理及び運営に関する事。 (10) 勤労者行政に関する事。 (11) 雇用対策に関する事。 (12) 知多地区勤労者福祉サービスセンターに関する事。 (13) 大府市シルバー人材センターに関する事。 (14) 課の文書及び経理に関する事。 (15) その他課の庶務に関する事。 <p>企業立地ウェルネスバレー推進係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工業の振興に関する事。 (2) 工業団体組合に関する事。 	<p>商工業ウェルネスバレー推進課</p> <p><u>商業観光労政係</u></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 商業の振興に関する事。 (2) 商業団体組合に関する事。 (3) 中小企業金融に関する事。 (4) 物産の紹介、宣伝及びあっせんに関する事。 (5) ふるさと納税に関する事。 (6) 観光に関する事。 (7) 産業文化まつりその他の行事の統括に関する事。 (8) 消費者行政に関する事。 (9) 健康にぎわいステーションの管理及び運営に関する事。 (10) 勤労者行政に関する事。 (11) 雇用対策に関する事。 (12) 知多地区勤労者福祉サービスセンターに関する事。 (13) 大府市シルバー人材センターに関する事。 (14) 課の文書及び経理に関する事。 (15) その他課の庶務に関する事。 <p>企業立地ウェルネスバレー推進係</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工業の振興に関する事。 (2) 工業団体組合に関する事。

改正後	改正前
<p>(3) 企業誘致に関する事。</p> <p>(4) スタートアップ支援に関する事。</p> <p>(5) 企業の進出及び市内移転の相談に関する事。</p> <p>(6) 工業団地の開発に関する事。</p> <p>(7) 木の山地区周辺の開発に関する事。</p> <p>(8) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出、勧告及び変更命令に関する事。</p> <p>(9) ウェルネスバレー施策の企画、調整及び推進に関する事。</p> <p>(10) あいち健康の森周辺における取組の総合的な企画及び調整に関する事。</p>	<p>(3) 企業誘致に関する事。</p> <p>(4) スタートアップ創出支援に関する事。</p> <p>(5) 企業の進出及び市内移転の相談に関する事。</p> <p>(6) 工業団地の開発に関する事。</p> <p>(7) 木の山地区周辺の開発に関する事。</p> <p>(8) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく届出、勧告及び変更命令に関する事。</p> <p>(9) ウェルネスバレー関連施策の企画及び調整に関する事。</p> <p>(10) あいち健康の森周辺における取組の総合的な企画及び調整に関する事。</p> <p><u>水と緑の部</u></p> <p><u>水緑公園課</u></p> <p><u>緑花公園係</u></p> <p>(1) <u>緑地、公園等の計画に関する事。</u></p> <p>(2) <u>ため池、河川等を利用した親水施設に関する事。</u></p> <p>(3) <u>緑地、公園等に係る工事の設計、施行及び監督に関する事。</u></p> <p>(4) <u>緑地、公園等の維持管理に関する事。</u></p> <p>(5) <u>緑の保全及び緑花の推進に関する事。</u></p> <p>(6) <u>市の木及び花の普及推進に関する事。</u></p> <p>(7) <u>桃陵荘の管理及び運営に関する事。</u></p>

改正後	改正前
	<p>(8) <u>自然体験学習施設の管理及び運営に関すること。</u></p> <p>(9) <u>ちびっ子広場の管理に関すること。</u></p> <p><u>雨水対策係</u></p> <p>(1) <u>雨水対策及び河川施策の総合的な企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>総合排水計画事業の計画及び調整に関すること。</u></p> <p>(3) <u>治水及び砂防に関すること。</u></p> <p>(4) <u>雨水管、水路及び雨水調整池（下水道施設を除く。）、ため池（農業用施設を除く。）、排水機場、河川等に係る工事の設計、施行及び監督に関すること。</u></p> <p>(5) <u>雨水管、水路及び雨水調整池（下水道施設を除く。）、ため池（農業用施設を除く。）、排水機場、河川等の新設、改良工事及び維持補修に関すること。</u></p> <p>(6) <u>河川水路等の台帳の整備に関すること。</u></p> <p>(7) <u>河川水路等の使用、占用及び承認工事に関すること。</u></p> <p>(8) <u>雨水事業及び河川事業に伴う土地等の調査に関すること。</u></p> <p>(9) <u>河川水路等に係る用地の寄附に関すること。</u></p> <p>(10) <u>河川水路等の登記事務に関すること。</u></p> <p>(11) <u>雨水管、水路及び雨水調整池（下水道施設を除く。）、ため池（農業用施設を除く。）、排水機場、河川等の災害復旧に関すること。</u></p>

改正後	改正前
	(12) <u>課の文書及び経理に関すること。</u> (13) <u>その他課の庶務に関すること。</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第5号

大府市副市長の事務分担等に関する規則の一部を改正する規則

大府市副市長の事務分担等に関する規則（令和3年大府市規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長の分担する事務の区分は、次のとおりとし、当該事務を担当する副市長は、市長が指定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 市民協働部、福祉部及び健康未来部に関する事務並びに教育委員会に関する事務のうち市長の権限に属する事務</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、両副市長が担任し、同項第1号の事務を担当する副市長を主たる担任とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(事務分担)</p> <p>第2条 副市長の分担する事務の区分は、次のとおりとし、当該事務を担当する副市長は、市長が指定するものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 都市整備部及び水と緑の部に関する事務</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、両副市長が担任し、同項第1号の事務を担当する副市長を主たる担任とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 産業の振興及びウェルネスバレーの推進に関すること。</u></p> <p><u>(7) 略</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第6号

大府市会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

大府市会計管理者の補助組織設置規則（昭和45年大府市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(係の設置)</p> <p>第2条 会計課に次の係を置き、関係事務を分掌する。</p> <p><u>会計係</u></p> <p>(1)～(12) 略</p>	<p>(係の設置)</p> <p>第2条 会計課に次の係を置き、関係事務を分掌する。</p> <p><u>出納係</u></p> <p>(1)～(12) 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第7号

大府市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大府市庁舎管理規則（昭和47年大府市規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庁舎等の出入口の閉鎖)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 来庁者用駐車場の出入口を閉鎖している時間は、<u>午後9時から翌日午前7時30分</u>までの範囲内において管理責任者が定める。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(庁舎等の出入口の閉鎖)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 来庁者用駐車場の出入口を閉鎖している時間は、<u>午後10時から翌日午前7時30分</u>までの範囲内において管理責任者が定める。</p> <p>3・4 略</p>

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

大府市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第8号

大府市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

大府市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する規則（昭和50年大府市規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
略	略	略	略
自転車等対策審議会	略	自転車等対策審議会	略
略		地域公共交通活性化協議会	
		略	
<u>政策法務推進アドバイザー</u>	<u>1回15,000円</u>		
人権施策推進アドバイザー		人権施策推進アドバイザー	<u>1回15,000円</u>

改正後		改正前	
備考	略	備考	略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第9号

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和元年大府市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第2の報酬表は、給食調理員、<u>用務員及び運転専門員</u>の職にある職員に適用するものとする。</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額は、給与条例第15条第1項第2号に定める要件に該当する職員については、使用距離及び<u>1週間の所定勤務日数</u>(以下「<u>週所定勤務日数</u>」という。)(<u>週所定勤務日数が定めがたい者については、1か月当たりの平均勤務日数</u>(以下「<u>月平均勤務日数</u>」という。))に基づき、別表第4に定める額とする。ただし、同一の日において、複数の勤</p>	<p>(報酬表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 別表第2の報酬表は、給食調理員及び<u>用務員</u>の職にある職員に適用するものとする。</p> <p>(通勤に係る費用弁償)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額は、給与条例第15条第1項第2号に定める要件に該当する職員については、使用距離及び<u>通勤日数</u>(<u>年次有給休暇を取得した日を除く。</u>)に基づき、別表第4に定める額とする。ただし、同一の日において、複数の勤務場所で勤務する場合(同一の勤務場所で複数回勤務する場合を含む。)の使用距離は、自宅から勤務場所までの経路と勤務</p>

改正後	改正前
<p>務場所で勤務する場合（同一の勤務場所で複数回勤務する場合を含む。）の使用距離は、自宅から勤務場所までの経路と勤務場所から自宅までの経路の<u>平均距離</u>とし、勤務場所から別の勤務場所へ移動するために使用する経路の距離は含まないものとする。</p>	<p>場所から自宅までの経路の<u>合計の距離</u>とし、勤務場所から別の勤務場所へ移動するために使用する経路の距離は含まないものとする。</p>
<p>3 <u>前項の職員について、同一の週（月平均勤務日数に基づき算定する場合は、月。以下この項において同じ。）において、異なる使用距離がある場合の通勤費用相当分は、当該週の延べ使用距離（使用距離が片道2キロメートル未満の日の使用距離を除く。）を週所定勤務日数（週所定勤務日数が定めがたい者については、月平均勤務日数）（使用距離が片道2キロメートル未満の日を除く。）</u>で除して得た値（以下「平均使用距離」という。）を使用距離として算定する。ただし、使用距離ごとの<u>勤務日数</u>により算定した通勤費用相当分の合計額が平均使用距離により算定した額より多い場合は、当該合計額を通勤費用相当分とする。</p>	<p>3 <u>同一の月において、異なる使用距離がある場合の通勤費用相当分は、当該月の延べ使用距離を延べ通勤日数</u>で除して得た値（以下「平均使用距離」という。）を使用距離として算定する。ただし、使用距離ごとの<u>通勤日数</u>により算定した通勤費用相当分の合計額が平均使用距離により算定した額より多い場合は、当該合計額を通勤費用相当分とする。</p>
<p>4～7 略 <u>（勤勉手当）</u></p>	<p>4～7 略</p>
<p><u>第13条の2 条例第15条の2第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（同条第5項において準用する給与条例第20条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。</u></p>	
<p><u>（1）休職にされている者（公務傷病等による休職者を除く。）</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>前条第1項第2号又は第3号に該当する者</u></p> <p>(3) <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、大府市職員の育児休業等に関する条例第7条第2項に規定する職員以外の職員</u></p> <p>2 <u>条例第15条の2第2項に規定する市長が規則で定める基準は、100分の102.5の割合の範囲内で市長が定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>前条第2項から第6項までの規定は、勤勉手当について準用する。この場合において、同条第2項中「前項各号」とあるのは「第1項各号」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、同条第3項及び第4項中「第15条第1項」とあるのは「第15条の2第1項」と、同条第5項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の2第2項」と、同条第6項中「第15条第3項」とあるのは「第15条の2第3項」と読み替えるものとする。</u></p>	

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職報酬表（1）

職務の級	1級	2級
号給	基準額	基準額
	円	円
1	162,100	208,000

2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100

22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000
41	217,800	260,200

42	218,900	261,400
43	219,900	262,500
44	220,900	263,600
45	221,800	264,700
46	222,700	265,800
47	223,600	266,900
48	224,500	267,900
49	225,400	268,900
50	226,300	269,900
51	227,200	270,900
52	228,100	271,800
53	228,900	272,700
54	229,800	273,600
55	230,700	274,500
56	231,500	275,400
57	231,800	276,300
58	232,600	277,200
59	233,300	278,100
60	233,900	279,000
61	234,500	280,000

62	235,200	281,000
63	235,800	281,900
64	236,300	282,800
65	236,800	283,300
66	237,300	284,000
67	237,800	284,700
68	238,400	285,600
69	238,900	286,600
70	239,400	287,400
71	239,900	288,200
72	240,400	289,000
73	240,900	289,700
74	241,400	290,200
75	241,800	290,600
76	242,300	291,000
77	242,800	291,200
78	243,300	291,500
79	243,800	291,700
80	244,300	292,000
81	244,700	292,200

82	245,200	292,400
83	245,600	292,700
84	246,000	292,900
85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100

102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100

122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

備考 条例第7条第3項の規定により計算して得た額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に満たないときは、当該地域別最低賃金の額を条例第7条第3項の規定により計算して得た額とみなす。

別表第2（第3条関係）

行政職報酬表（2）

職務の級	1 級	2 級
号給	基準額	基準額
	円	円
1	147,100	200,200
2	148,100	201,200
3	149,100	202,200
4	150,100	203,000
5	151,200	203,700
6	152,300	205,200
7	153,400	206,500
8	154,400	207,600
9	155,300	208,900

10	156,400	209,600
11	157,500	210,400
12	158,600	211,100
13	159,500	212,200
14	160,600	213,100
15	161,800	214,000
16	162,900	214,800
17	164,000	215,700
18	165,400	216,700
19	166,700	217,600
20	167,900	218,500
21	169,000	219,200
22	170,200	220,000
23	171,400	220,800
24	172,600	221,400
25	173,700	222,100
26	175,200	222,600
27	176,700	223,000
28	178,200	223,500
29	179,600	224,100

30	181,000	225,100
31	182,500	226,000
32	184,000	226,600
33	185,400	227,100
34	187,100	228,100
35	188,800	229,100
36	190,500	230,100
37	192,200	230,600
38	193,300	231,700
39	194,700	232,800
40	195,800	233,800
41	196,800	234,500
42	198,200	235,500
43	199,400	236,400
44	200,600	237,200
45	202,100	238,000
46	203,100	238,800
47	204,000	239,500
48	205,100	240,100
49	206,200	240,700

50	207,200	241,600
51	208,100	242,500
52	209,100	243,300
53	210,200	244,200
54	211,200	245,100
55	212,100	245,700
56	213,000	246,400
57	213,900	247,200
58	214,500	247,900
59	215,200	248,600
60	216,000	249,200
61	216,800	249,800
62	217,300	250,600
63	217,800	251,400
64	218,300	252,000
65	218,800	252,600
66	219,400	253,100
67	220,000	253,500
68	220,500	253,900
69	220,800	254,600

70	221, 100	255, 100
71	221, 400	255, 500
72	221, 700	255, 800
73	221, 900	256, 000
74	222, 300	256, 300
75	222, 600	256, 700
76	223, 000	257, 100
77	223, 200	257, 400
78	223, 700	257, 800
79	224, 000	258, 200
80	224, 300	258, 600
81	224, 600	258, 900
82	224, 900	259, 200
83	225, 200	259, 500
84	225, 500	259, 700
85	225, 800	259, 900
86	226, 100	260, 100
87	226, 400	260, 400
88	226, 700	260, 700
89	227, 000	260, 900

90	227,400	261,100
91	227,700	261,400
92	228,000	261,600
93	228,200	261,900
94	228,500	262,200
95	228,800	262,500
96	229,100	262,700
97	229,300	262,900
98	229,600	263,200
99	229,800	263,400
100	230,100	263,700
101	230,400	264,000
102	230,600	264,200
103	230,900	264,500
104	231,200	264,800
105	231,500	265,000
106	232,000	265,200
107	232,300	265,500
108	232,600	265,700
109	232,800	266,000

110	233,200	266,300
111	233,600	266,600
112	233,900	266,800
113	234,100	267,000
114	234,600	267,300
115	235,100	267,500
116	235,600	267,700
117	235,900	268,000
118	236,300	268,300
119	236,700	268,600
120	237,000	268,900
121	237,400	269,100
122		269,300
123		269,600
124		269,900
125		270,100
126		270,300
127		270,600
128		270,900
129		271,100

改正後						改正前					
消費生活相談員	(1)	1	64	1	72	消費生活相談員	(1)	1	64	1	72
区画整理事業推進員	(1)	1	19	1	27						
養護教諭補助員	(1)	1	36	1	44	養護教諭補助員	(1)	1	36	1	44
ICT支援員	(1)	1	65	1	73						
別表第4（第8条関係）						別表第4（第8条関係）					
使用距離	週所定勤務日数	5日	3日又は 4日	2日		使用距離	通勤日数	月20日以 上	月10日以 上19日以 下	月5日以 上9日以 下	
	月平均勤務日数	20日以上	10日以上 19日以下	5日以上 9日以下							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第10号

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和45年大府市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合 <u>又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第6条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第11号

大府市予算決算会計規則の一部を改正する規則

大府市予算決算会計規則（平成6年大府市規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、予算、決算、収入、支出及び公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(戻入金の決定及び返納通知書)</p> <p>第36条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 収支等命令者は、<u>法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者</u>（以下「指定公金事務取扱者」という。）に歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、変更支出負担行為決議書及び戻入命令書を作成し、これを会計管理者等に送付するとともに返納通知書</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）<u>第173条の3</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、予算、決算、収入、支出及び公金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(戻入金の決定及び返納通知書)</p> <p>第36条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 収支等命令者は、<u>私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、変更支出負担行為決議書及び戻入命令書を作成し、これを会計管理者等に送付するとともに返納通知書により返納義務者に通知しなければならない。</u>この場合における戻入金の納期限は、返納通知書を発し</p>

改正後	改正前
<p>により返納義務者に通知しなければならない。この場合における戻入金の納期限は、返納通知書を発した日から15日以内において定めなければならない。</p>	<p>た日から15日以内において定めなければならない。</p>
<p>5 略 (指定納付受託者による納付)</p>	<p>5 略 (指定納付受託者による納付)</p>
<p>第44条の2 歳入を納付しようとする者は、<u>法第231条の2の3の規定により市長が指定した指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）</u>に歳入の納付を委託することができる。</p>	<p>第44条の2 歳入を納付しようとする者は、<u>指定納付受託者（第50条の3第1項の規定により市長が指定した指定納付受託者をいう。次項において同じ。）</u>に歳入の納付を委託することができる。</p>
<p>2 略 <u>(指定納付受託者の指定等)</u></p>	<p>2 略</p>
<p>第49条の2 <u>市長は、指定納付受託者を指定するときは、あらかじめ会計管理者に協議するものとする。</u></p>	
<p>2 <u>市長は、指定納付受託者の指定をしたときは、その旨を大府市公告式規則（平成23年大府市規則第4号）に定めるところにより告示しなければならない。指定の内容の変更又は指定の取消しをしたときもまた同様とする。</u></p>	
<p>3 <u>法第231条の2の6第4項の身分を示す証明書は、立入検査員証（第49号様式の2）とする。</u> (指定公金事務取扱者に対する歳入の徴収又は収納の委託)</p>	<p>(私人に対する歳入の徴収又は収納の委託)</p>
<p>第50条 市長は、<u>法第243条の2第1項</u>の規定により歳入の徴収又は収納に</p>	<p>第50条 市長は、<u>政令第158条第1項又は第158条の2第1項</u>の規定により歳</p>

改正後	改正前
<p>関する事務を指定公金事務取扱者に委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。</p> <p>2 前項の規定により歳入の徴収又は収納に関する事務の委託を受けた者は、次に定めるところにより事務を処理しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収納した現金等は、即日又は市長の指定した日までに、<u>その内容を示す計算書を添えて指定金融機関等に払い込むこと。</u></p>	<p>入の徴収又は<u>収納の事務を私人に</u>委託しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議するものとする。</p> <p>2 前項の規定により歳入の徴収又は<u>収納の事務</u>の委託を受けた者は、次に定めるところにより事務を処理しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 収納した現金等は、即日又は市長の指定した日までに指定金融機関等に払い込むこと。</p> <p>(3) <u>前号の規定により現金等を払い込んだときは、市長に対し、その内訳を示す計算書を市長の定める期日までに提出すること。</u> <u>(市税等収納事務の委託を受ける者の満たすべき基準)</u></p> <p><u>第50条の2 政令第158条の2第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>公金又は公共料金等の収納の事務の委託を受けた実績を有すること。</u></p> <p>(2) <u>収納の事務を健全かつ効率的に遂行できる財産的基礎を有すること。</u></p> <p>(3) <u>現金の収納から払込みまでの記録が確認できる電子計算装置を有すること。</u></p> <p>(4) <u>納入義務者の個人情報の保護に関し、十分な管理体制を有すること。</u></p>

改正後	改正前
<p>(徴収又は収納を委託した<u>指定公金事務取扱者</u>の公表)</p> <p>第51条 市長は、<u>指定公金事務取扱者</u>に歳入の徴収又は収納に関する事務の委託をしたときは、その旨を大府市公告式規則に定めるところにより告示しなければならない。<u>委託の内容の変更又は指定の取消しをしたときもまた同様とする。</u></p> <p>(徴収又は収納を委託した<u>指定公金事務取扱者の証票等</u>)</p> <p>第52条 市長は、歳入の徴収又は収納に関する事務を委託した<u>指定公金事務取扱者</u>に対し、<u>指定公金事務取扱者の住所、氏名、年齢及び委託の内容を記載した指定公金事務取扱者委託証票</u>（第50号様式）を交付する。</p> <p>2 歳入の徴収又は収納に関する事務を委託された<u>指定公金事務取扱者</u>は、</p>	<p>(5) <u>その他市長が必要と認めること。</u></p> <p><u>(指定納付受託者の指定)</u></p> <p>第50条の3 市長は、法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者<u>(以下「指定納付受託者」という。)</u>を指定するときは、<u>あらかじめ会計管理者に協議するものとする。</u></p> <p>2 <u>次条の規定は、前項の指定について準用する。この場合において、同条中「第50条の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託したとき」とあるのは「指定納付受託者を指定したとき」と、「委託を取り消した」とあるのは「当該指定の内容の変更又は取消しをした」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(徴収又は収納を委託した<u>私人</u>の公表)</p> <p>第51条 市長は、<u>第50条の規定により私人</u>に歳入の徴収又は収納の事務を委託したときは、その旨を大府市公告式規則（平成23年大府市規則第4号）に定めるところにより告示しなければならない。<u>委託を取り消したときもまた同様とする。</u></p> <p>(徴収又は収納を委託した<u>私人の証票</u>)</p> <p>第52条 市長は、歳入の徴収又は収納の事務を委託した<u>私人</u>に対し、<u>私人の住所、氏名、年齢及び委託の内容を記載した私人委託証票</u>（第50号様式）を交付する。</p> <p>2 歳入の徴収又は収納の事務を委託された<u>私人</u>は、前項の規定により交付</p>

改正後	改正前
<p>前項の規定により交付された<u>指定公金事務取扱者委託証票</u>を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p>	<p>された<u>私人委託証票</u>を携帯し、関係人の請求があったときは、これを呈示しなければならない。</p>
<p>3 <u>法第243条の2の2第4項の身分を示す証明書は、立入検査員証（第49号様式の2）によるものとする。</u></p>	
<p>（支払金からの控除）</p>	<p>（支払金からの控除）</p>
<p>第60条 収支等命令者は、給与その他の給付の支出の命令をする場合において、次に掲げるものの控除を必要とするときは、支出命令書又は兼命令書にその控除額を記載しなければならない。</p>	<p>第60条 収支等命令者は、給与その他の給付の支出の命令をする場合において、次に掲げるものの控除を必要とするときは、支出命令書又は兼命令書にその控除額を記載しなければならない。</p>
<p>(1) 略</p> <p>(2) 市県民税<u>その他諸徴収金</u></p> <p>(3)・(4) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 市県民税</p> <p>(3)・(4) 略</p>
<p>2 略</p> <p>（繰替払）</p>	<p>2 略</p> <p>（繰替払）</p>
<p>第72条 政令第164条第1号から第4号までに規定する経費のほか、次の各号に掲げる経費の支払については、当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。</p>	<p>第72条 政令第164条第1号から第4号までに規定する経費のほか、次の各号に掲げる経費の支払については、当該各号に掲げる現金を繰り替えて使用することができる。</p>
<p>(1) 当該年度の地方税<u>その他諸徴収金</u>の過誤納払戻金及び当該払戻金に係る還付加算金 当該地方税<u>その他諸徴収金</u>の収入金</p> <p>(2) 略</p>	<p>(1) 当該年度の地方税の過誤納払戻金及び当該払戻金に係る還付加算金 当該地方税の収入金</p> <p>(2) 略</p>

改正後	改正前
<p>(支払方法)</p> <p>第77条 会計管理者等は、前条の規定により支払を決定したものについては、次の各号のいずれかの方法により支払をするものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>指定公金事務取扱者</u>に対する支出事務の委託</p> <p>2 略</p> <p>(<u>指定公金事務取扱者</u>に対する支出の委託)</p> <p>第89条 市長は、<u>法第243条の2第1項</u>の規定に基づき、<u>指定公金事務取扱者に歳出の支出に関する事務を委託するときは、当該指定公金事務取扱者に対し支出事務委託契約を締結しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により支出事務委託契約を締結したときは、第51条の規定を準用する。<u>この場合において、同条中「歳入の徴収又は収納」とあるのは「歳出の支出」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>(歳入歳出外現金の整理区分)</p> <p>第103条 歳入歳出外現金は、次に掲げる区分によって整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保管金</p> <p>ア 略</p>	<p>(支払方法)</p> <p>第77条 会計管理者等は、前条の規定により支払を決定したものについては、次の各号のいずれかの方法により支払をするものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>私人</u>に対する支出事務の委託</p> <p>2 略</p> <p>(<u>私人</u>に対する支出の委託)</p> <p>第89条 市長は、<u>政令第165条の3第1項</u>の規定に基づき、<u>私人に支出の事務を委託するときは、当該私人に対し支出事務委託契約を締結しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定により支出事務委託契約を締結したときは、第51条の規定を準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(歳入歳出外現金の整理区分)</p> <p>第103条 歳入歳出外現金は、次に掲げる区分によって整理しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 保管金</p> <p>ア 略</p>

改正後	改正前
<p>イ 地方税<u>その他諸徴収金</u></p> <p>ウ～ク 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員の指定)</p> <p>第132条 <u>法第243条の2の8第1項後段</u>の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして別に市長が定める職にある者とする。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第133条 <u>法第243条の2の8第1項前段</u>に規定する職員は、その保管に係る現金又は有価証券を忘失し、又は損傷したときは、直ちにその原因を明らかにして事故報告書(第85号様式)を作成し、会計管理者にあつては市長に、その他の職員にあつては各課等の長及び所属部長並びに会計管理者を経て市長に報告しなければならない。</p>	<p>イ 地方税</p> <p>ウ～ク 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(職員の指定)</p> <p>第132条 <u>法第243条の2の2第1項後段</u>の規定による職員は、同項第1号から第3号までに掲げる行為をする権限を有する職員の事務を補助する係長以上の職にある者及びこれに相当するものとして別に市長が定める職にある者とする。</p> <p>(事故報告)</p> <p>第133条 <u>法第243条の2の2第1項前段</u>に規定する職員は、その保管に係る現金又は有価証券を忘失し、又は損傷したときは、直ちにその原因を明らかにして事故報告書(第85号様式)を作成し、会計管理者にあつては市長に、その他の職員にあつては各課等の長及び所属部長並びに会計管理者を経て市長に報告しなければならない。</p>

第33号様式その1から第33号様式の2その4までの様式中「財政担当」を「財政担当・企画担当」に改める。

第49号様式の次に次の1様式を加える。

第49号様式の2（第49条の2、第52条関係）

（表面）

		第	号
立入調査員証			
所	属	写 真	
職	名		
氏	名		
生年月日	年 月 日		
上記の者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の6第3項及び第243条の2の2第3項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。			
年 月 日 発行			
大府市長		印	

（裏面）

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）（抜粋）

（指定納付受託者の帳簿保存等の義務）
第213条の2の6 略
2 略
3 普通地方公共団体の長は、前3条、この条及び第231条の4の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第243条の2の2第3項において同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指定公金事務取扱者の帳簿保存等の義務）
第243条の2の2 略
2 略
3 普通地方公共団体の長は、前条、この条及び第243条の2の4から第243条の2の6までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定公金事務取扱者の事務所に立ち入り、指定公金事務取扱者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第3項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注意
この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

第50号様式中「私人委託証票」を「指定公金事務取扱者委託証票」に、「の事務」を「に関する事務」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第12号

大府市出納員等に関する規則の一部を改正する規則

大府市出納員等に関する規則（昭和46年大府市規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
設置箇所	所掌事務	設置箇所	所掌事務
略	略	略	略
<u>企画広報戦略課</u>	略	<u>企画広報課</u>	略
協働推進課	1～5 略 <u>6 刊行物の売払代金の収納に関すること。</u>	協働推進課	1～5 略
<u>文化スポーツ交流課</u>	1～6 略 <u>7 市民球場使用料の収納に関すること。</u>	<u>文化交流課</u>	1～6 略

改正後		改正前	
保険医療課	略	保険医療課	略
健康未来政策課	<u>1 健康プログラム参加料の収納に関すること。</u>		
略	略	略	略
こども若者女性課	1～5 略	子ども未来課	1～5 略 <u>6 子育て短期支援手数料の収納に関すること。</u>
健康増進課	1・2 略 <u>3 子育て短期支援手数料の収納に関すること。</u>	健康増進課	1・2 略
都市政策課	略	健康都市スポーツ推進課	<u>1 健康プログラム参加料の収納に関すること。</u>
水緑公園課	<u>1 桃陵荘使用料の収納に関すること。</u> <u>2 歴史民俗資料館使用料の収納に関すること。</u> <u>3 占用料の収納に関すること。</u>	都市政策課	略
略	略	略	略
農業振興課	略	農政課	略
		水緑公園課	<u>1 桃陵荘使用料の収納に関すること。</u> <u>2 歴史民俗資料館使用料の収納に関すること。</u>

改正後

別表第2（第5条関係）

略

使用印番号	領収印使用者	所属課等
略	略	略
2	会計係長	会計課

別表第3（第5条関係）

（その1） 略

（その2）

使用印番号	領収印使用者	所属課等
6	略	略
7	スポーツ推進係長	文化スポーツ交流課
11	福祉政策係長	地域福祉課
28	健康増進係長	健康増進課

改正前

	3 占用料の収納に関すること。	

別表第2（第5条関係）

略

使用印番号	領収印使用者	所属課等
略	略	略
2	出納係長	会計課

別表第3（第5条関係）

（その1） 略

（その2）

使用印番号	領収印使用者	所属課等
6	略	略
11	福祉係長	地域福祉課
28	母子保健係長	健康増進課

改正後			改正前		
56	館長	文化スポーツ交流課（歴史民俗資料館）	56	館長	文化交流課（歴史民俗資料館）
略	略	略	略	略	略
58	健康都市子ども政策係長	健康未来政策課	58	健康都市推進係長	健康都市スポーツ推進課
65	管財係長	行政管理課	65	検査管財係長	行政管理課
76	館長	こども若者女性課（大府児童老人福祉センター）	76	館長	子ども未来課（大府児童老人福祉センター）
77	館長	こども若者女性課（北山児童老人福祉センター）	77	館長	子ども未来課（北山児童老人福祉センター）
78	館長	こども若者女性課（共長児童センター）	78	館長	子ども未来課（共長児童センター）
79	館長	こども若者女性課（吉田児童老人福祉センター）	79	館長	子ども未来課（吉田児童老人福祉センター）
80	館長	こども若者女性課（神田児童老人福祉センター）	80	館長	子ども未来課（神田児童老人福祉センター）
81	館長	こども若者女性課（石ヶ瀬児童老人福祉センター）	81	館長	子ども未来課（石ヶ瀬児童老人福祉センター）

改正後			改正前		
85	農業支援係長	農業振興課	85	農業振興係長	農政課
86	市営住宅施設係長	建設総務課	86	施設維持係長	建設総務課
88	こども支援係長	こども若者女性課	88	子ども支援係長	子ども未来課
89	広報広聴係長	企画広報戦略課	89	広報広聴係長	企画広報課
90	文化振興係長	文化スポーツ交流課	90	文化振興係長	文化交流課

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第13号

大府市契約規則の一部を改正する規則

大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の6</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）<u>第173条の3</u>の規定に基づき、法令その他別に定めがあるものを除くほか、契約について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第14号

大府市財産管理規則の一部を改正する規則

大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(台帳価格)</p> <p>第18条 公有財産を新たに台帳に登載する場合において、その登載すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換時における評価価格、収用に係るものは補償金額、代物弁償に係るものは、当該物件により弁償を受けた債権の額、その他のものは次に掲げる区分によって、これを定めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条第1項第4号又は第5号</u>に掲げる権利については、取得価額。ただし、取得価額によることが困難なものは、見積価格</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(台帳価格)</p> <p>第18条 公有財産を新たに台帳に登載する場合において、その登載すべき価格は、購入に係るものは購入価格、交換に係るものは交換時における評価価格、収用に係るものは補償金額、代物弁償に係るものは、当該物件により弁償を受けた債権の額、その他のものは次に掲げる区分によって、これを定めなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>法第238条第1項第4号又は、第5号</u>に掲げる権利については、取得価額。ただし、取得価額によることが困難なものは、見積価格</p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>2 略</p>

改正後		改正前	
別表第2（第32条関係）		別表第2（第32条関係）	
備品分類表		備品分類表	
(1) 款		(1) 款	
款	款名称	款	款名称
14	<u>企画広報戦略課</u>	14	<u>企画広報課</u>
33	<u>農業振興課</u>	33	<u>農政課</u>
37	<u>健康未来政策課</u>	37	<u>健康都市スポーツ推進課</u>
38	<u>文化スポーツ交流課</u>	38	<u>文化交流課</u>
略	略	略	略
略	略	略	略
42	<u>こども若者女性課</u>	42	<u>子ども未来課</u>
113	柁山保育園	113	柁山保育園
		114	<u>横根保育園</u>
118	荒池保育園	118	荒池保育園

改正後		改正前	
		<u>119</u>	<u>共長保育園</u>
略	略	略	略
121	吉田保育園	121	吉田保育園
		<u>122</u>	<u>米田保育園</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市役所の庁舎の開放に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第15号

大府市役所の庁舎の開放に関する規則の一部を改正する規則

大府市役所の庁舎の開放に関する規則（平成12年大府市規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(開放時間) 第4条 ホール等の開放時間は、午前9時から <u>午後9時</u> までとする。 2 略 (許可の取消し等) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>第6条第1項</u> の許可を取り消し、使用の中止を命じ、許可に付された条件を変更し、又は退室を命じることができる。 (1)～(4) 略 2 略	(開放時間) 第4条 ホール等の開放時間は、午前9時から <u>午後9時30分</u> までとする。 2 略 (許可の取消し等) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>第7条第1項</u> の許可を取り消し、使用の中止を命じ、許可に付された条件を変更し、又は退室を命じることができる。 (1)～(4) 略 2 略

附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第16号

大府市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

大府市税の減免に関する規則（昭和51年大府市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項の申請がなかった場合においても、市長が、市民税の減免を受けようとする者が同項の表の左欄に掲げる者に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認めるときは、同項の規定による額を減免することができる。</u></p> <p>(災害による市民税の減免)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2 前項の申請がなかった場合においても、市長が、市民税の減免を受けようとする者が同項の表の左欄に掲げる者に該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認めるときは、同項の規定による額を減免することができる。</u></p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第2条 略</p> <p>(災害による市民税の減免)</p> <p>第3条 略</p>

改正後	改正前
<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 第1項の申請がなかった場合においても、市長が、固定資産税の減免を受けようとする者が同項の表の左欄に掲げる固定資産の所有者に該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、同項の規定による額を減免することができる。</u></p> <p>(災害による固定資産税の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 前項の申請がなかった場合においても、市長が、固定資産税の減免を受けようとする者が所有する固定資産が災害による被害を受けたことが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、前項の規定による額を減免することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定は、災害により損傷を受けた償却資産に対して課する固定資産税の減免について準用する。</u></p>	<p>(固定資産税の減免)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>(災害による固定資産税の減免)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 前項の規定は、災害により損傷を受けた償却資産に対して課する固定資産税の減免について準用する。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第17号

大府市税に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

大府市税に関する文書の様式を定める規則（平成24年大府市規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
様式 番号	様式名	根拠条文	様式 番号	様式名	根拠条文
35	<u>削除</u>		35	<u>公共施設整備認定申請書</u>	<u>条例附則第10条の3 第3項</u>
36	サービス付き高齢者向け住宅の固定資産 税減額申告書	<u>条例附則第10条の3 第5項</u>	36	サービス付き高齢者向け住宅の固定資産 税減額申告書	<u>条例附則第10条の3 第4項</u>
37	（特定）耐震基準適合住宅改修に係る固 定資産税減額申告書	<u>条例附則第10条の3 第7項及び第10項</u>	37	（特定）耐震基準適合住宅改修に係る固 定資産税減額申告書	<u>条例附則第10条の3 第6項及び第9項</u>
38	高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産	<u>条例附則第10条の3</u>	38	高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産	<u>条例附則第10条の3</u>

改正後			改正前		
	税減額申告書	第8項		税減額申告書	第7項
39	(特定) 熱損失防止改修等住宅等に係る 固定資産税減額申告書	条例附則第10条の3 第9項及び第11項	39	(特定) 熱損失防止改修等住宅等に係る 固定資産税減額申告書	条例附則第10条の3 第8項及び第10項
40	特定マンションに係る区分所有に係る家 屋大規模修繕工事に係る固定資産税減額 申告書	条例附則第10条の3 第12項	40	特定マンションに係る区分所有に係る家 屋大規模修繕工事に係る固定資産税減額 申告書	条例附則第10条の3 第11項
41	耐震基準適合家屋改修に係る固定資産税 減額申告書	条例附則第10条の3 第13項	41	耐震基準適合家屋改修に係る固定資産税 減額申告書	条例附則第10条の3 第12項

「大府市税条例附則第10条の3の規定により、地方税法附則第15条の8

第33号様式中 □ 第1項の特定市街化区域農地の貸家住宅（中高層耐火建築物） を
を新築したことを申告します。」

「 を新築したことを申告します。」に改める。

第35号様式を次のように改める。

第35号様式 削除

第36号様式中「第10条の3第4項」を「第10条の3第5項」に改める。

第37号様式中「第10条の3第6項又は第9項」を「第10条の3第7項又は第10項」に改める。

第38号様式中「第10条の3第7項」を「第10条の3第8項」に改める。

第39号様式中「第10条の3第8項又は同条第10項」を「第10条の3第9項又は同条第11項」に改める。

第40号様式中「第10条の3第11項」を「第10条の3第12項」に改める。

第41号様式中「第10条の3第12項」を「第10条の3第13項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の大府市税に関する文書の様式を定める規則の規定に基づき作成されている諸用紙は、改正後の大府市税に関する文書の様式を定める規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第18号

大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和2年大府市規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(利用の手続)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 申請書は、次の表に定める利用区分に従い同表に掲げる利用申請受付開始日から提出することができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="197 954 1081 1262"><thead><tr><th data-bbox="197 954 629 1016">利用区分</th><th data-bbox="631 954 1081 1016">利用申請受付開始日</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="197 1018 629 1139"><u>企画展示室1及び企画展示室2</u></td><td data-bbox="631 1018 1081 1139"><u>利用日の属する月の6月前の月の初日</u></td></tr><tr><td data-bbox="197 1141 629 1262"><u>会議室1、会議室2、大倉公園休憩棟及び大倉公園管理棟</u></td><td data-bbox="631 1141 1081 1262"><u>利用日の属する月の3月前の月の初日</u></td></tr></tbody></table> <p>3・4 略</p>	利用区分	利用申請受付開始日	<u>企画展示室1及び企画展示室2</u>	<u>利用日の属する月の6月前の月の初日</u>	<u>会議室1、会議室2、大倉公園休憩棟及び大倉公園管理棟</u>	<u>利用日の属する月の3月前の月の初日</u>	<p>(利用の手続)</p> <p>第6条 略</p> <p><u>2 申請書は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から提出することができる。</u></p> <p>3・4 略</p>
利用区分	利用申請受付開始日						
<u>企画展示室1及び企画展示室2</u>	<u>利用日の属する月の6月前の月の初日</u>						
<u>会議室1、会議室2、大倉公園休憩棟及び大倉公園管理棟</u>	<u>利用日の属する月の3月前の月の初日</u>						

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第19号

大府市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

大府市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年大府市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第13条関係） 表 略 備考 1～6 略 7 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び(1)から(6)までに該当する者がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。 (1)～(3) 略</p>	<p>別表（第13条関係） 表 略 備考 1～6 略 7 生計を一にする世帯において、教育・保育給付認定子ども及び(1)から(6)までに該当する者がいる場合の利用者負担額は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときはこの表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が教育・保育給付認定子どもであるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の子ども（第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。 (1)～(3) 略</p>

改正後	改正前
(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援を受けている小学校就学前子ども	(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受けている小学校就学前子ども
(5)・(6) 略	(5)・(6) 略
8・9 略	8・9 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第20号

大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市保育所の設置及び管理並びに保育の実施に関する条例施行規則（昭和48年大府市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>徴収金基準額表 略</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 徴収金基準額表における階層が、C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上である世帯に限る。）からC18階層までに属する世帯であって、かつ、2人以上の就学前児童が保育所等への入所等（保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童心理治療施設に通い、在</p>	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>徴収金基準額表 略</p> <p>備考</p> <p>1～4 略</p> <p>5 徴収金基準額表における階層が、C4階層（当該年度分の所得割の額が57,700円以上である世帯に限る。）からC18階層までに属する世帯であって、かつ、2人以上の就学前児童が保育所等への入所等（保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校の幼稚部若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する児童心理治療施設に通い、在</p>

改正後	改正前
<p>学し、若しくは在籍し、又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育若しくは子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けていることをいう。以下同じ。）をしている世帯の入所児童に係る徴収金の額は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童（第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。</p> <p>6～12 略</p>	<p>学し、若しくは在籍し、又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、<u>同条第3項に規定する医療型児童発達支援</u>、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育若しくは子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特例保育を受けていることをいう。以下同じ。）をしている世帯の入所児童に係る徴収金の額は、これらの者のうち最年長のもの（以下この項において「第1子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の全額とし、第1子を除き最年長の者（以下この項において「第2子」という。）が入所児童であるときは同表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3子以降の児童（第1子及び第2子以外の者をいう。）については零とする。</p> <p>6～12 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第21号

大府市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大府市国民健康保険税条例施行規則（昭和51年大府市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出産被保険者に係る届出書)</p> <p><u>第3条</u> 条例第24条の2第1項に規定する届出書は、産前産後期間に係る保険税軽減届出書（<u>第3号様式</u>）とする。</p> <p>(保険税の減免)</p> <p><u>第4条</u> 条例第24条の3第1項の規定により減免をすることができる者は、納税義務者又はその世帯に属する被保険者が次の表の左欄に掲げる者に該当し、同表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は減免理由の発生した以降に到来する納期に係る納付額のうち、その者に係るそれぞれ同表の中欄に掲げる額を減</p>	<p>(修正の申告)</p> <p><u>第3条</u> 条例第22条の規定による税額の修正の申出をしようとする者は、<u>国民健康保険税修正申告書（第4号様式）</u>によるものとする。</p> <p>(出産被保険者に係る届出書)</p> <p><u>第4条</u> 条例第24条の2第1項に規定する届出書は、産前産後期間に係る保険税軽減届出書（<u>第5号様式</u>）とする。</p> <p>(保険税の減免)</p> <p><u>第5条</u> 条例第24条の3第1項の規定により減免をすることができる者は、納税義務者又はその世帯に属する被保険者が次の表の左欄に掲げる者に該当し、同表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は減免理由の発生した以降に到来する納期に係る納付額のうち、その者に係るそれぞれ同表の中欄に掲げる額を減</p>

改正後			改正前					
免する。ただし、同表の第4号の左欄の減免理由の2以上に該当する場合においては、当該減免額の最も多いものを適用する。			免する。ただし、同表の第4号の左欄の減免理由の2以上に該当する場合においては、当該減免額の最も多いものを適用する。					
	保険税を減免する必要があると認められる理由	減免する額	減免申請期限		保険税を減免する必要があると認められる理由	減免する額	減免申請期限	
4	略			4	略			
	略				略			
	災害のため障がい者となった者	総所得金額等の合計額による所得割額に相当する額のうち10分の9に相当する額	災害発生日から30日を経過した日		災害のため障がい者となった者	総所得金額等の合計額による所得割額に相当する額のうち10分の9に相当する額	災害発生日から30日を経過した日	
				5	<u>災害のため被害を受けた固定資産のうち自己の所有する土地の被害面積がその土地の面積の10分の8以上の者</u>	<u>条例第4条に規定する土地に係る部分の額による資産割額に相当する額の全部の額</u>	<u>災害発生日から30日を経過した日</u>	
					<u>災害のため被害を受けた固定資産のうち自己の所有する土地の被害面積がその土地の面積の10分の5以上10分の8未</u>	<u>条例第4条に規定する土地に係る部分の額による資産割額に相当する額の10分の</u>		

改正後				改正前			
				満の者	8に相当する額		
				災害のため被害を受けた固定資産のうち自己の所有する土地の被害面積がその土地の面積の10分の3以上10分の5未満の者	条例第4条に規定する土地に係る部分の額による資産割額に相当する額の10分の5に相当する額		
				6 災害のため被害を受けた固定資産のうち自己の所有する家屋が原型をとどめない者又は復旧不能な者	条例第4条に規定する家屋に係る部分の額による資産割額に相当する額の全部の額	災害発生日から30日を経過した日	
				災害のため被害を受けた固定資産のうち自己の所有する家屋の主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする者で当該家屋の価格が10分の5以上の価値を減じたもの	条例第4条に規定する家屋に係る部分の額による資産割額に相当する額の10分の8に相当する額		
				災害のため被害を受けた固定資産のうち自己の所有する家	条例第4条に規定する家屋に係る部分の		

改正後				改正前			
					<u>屋が居住又は使用の目的を著しく損じた者でその価格の10分の3以上10分の5未満の価値を減じたもの</u>	<u>額による資産割額に相当する額の10分の5に相当する額</u>	
<u>5</u>	略	略	略	<u>7</u>	略	略	略
<p>2 前項の規定により、<u>同表第4号</u>の申請をした場合においては、災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に到来する納期限に係る納付額について適用するものとする。</p> <p>3 条例第24条の3第2項の規定による減免は、同項各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下この項において「旧被扶養者」という。）に該当する旨の記載をした資格喪失連絡票又は旧被扶養者異動連絡票を添付して、納税義務者が次の表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は申請のあった日以降に到来する納期に係る納付額のうち、それぞれ同表の左欄に掲げる額の合計額を減免する。</p>				<p>2 前項の規定により、<u>同表第4号から第6号</u>までの申請をした場合においては、災害が発生した日から起算して1年を経過する日までの間に到来する納期限に係る納付額について適用するものとする。</p> <p>3 条例第24条の3第2項の規定による減免は、同項各号のいずれにも該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。以下この項において「旧被扶養者」という。）に該当する旨の記載をした資格喪失連絡票又は旧被扶養者異動連絡票を添付して、納税義務者が次の表の右欄に掲げる期日までに同条第3項本文の規定による申請をした場合には、市長は申請のあった日以降に到来する納期に係る納付額のうち、それぞれ同表の左欄に掲げる額の合計額を減免する。</p>			
	減免する額		減免申請期限		減免する額		減免申請期限
1	旧被扶養者に係る所得割額の全額		略	1	旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額の全額		略
2				2			

改正後	改正前
3	3
<p>4 条例第24条の3第3項に規定する申請書は、国民健康保険税減免申請書（<u>第4号様式</u>）とする。</p>	<p>4 条例第24条の3第3項に規定する申請書は、国民健康保険税減免申請書（<u>第6号様式</u>）とする。</p>
<p>（準用規定）</p>	<p>（準用規定）</p>
<p><u>第5条</u> 略</p>	<p><u>第6条</u> 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1・2 略</p>	<p>1・2 略</p>
<p>（平成31年度及び令和2年度分の保険税の減免の特例）</p>	<p>（平成31年度及び令和2年度分の保険税の減免の特例）</p>
<p>3 平成31年度及び令和2年度分の<u>第4条第3項</u>による保険税の減免については、同項中「第24条の3第2項」とあるのは「附則第14項の規定により読み替えて適用される条例第24条の3第2項」と、「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは「該当する者（」と、同項の表右欄中「資格取得日」とあるのは「被保険者の資格を取得した日」とする。</p>	<p>3 平成31年度及び令和2年度分の<u>第5条第3項</u>による保険税の減免については、同項中「第24条の3第2項」とあるのは「附則第14項の規定により読み替えて適用される条例第24条の3第2項」と、「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは「該当する者（」と、同項の表右欄中「資格取得日」とあるのは「被保険者の資格を取得した日」とする。</p>
<p>（令和3年度以後の年度分の保険税の減免の特例）</p>	<p>（令和3年度以後の年度分の保険税の減免の特例）</p>
<p>4 当分の間、令和3年度以後の年度分の<u>第4条第3項</u>による保険税の減免については、同項中「第24条の3第2項」とあるのは「附則第15項の規定により読み替えて適用される条例第24条の3第2項」と、「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」</p>	<p>4 当分の間、令和3年度以後の年度分の<u>第5条第3項</u>による保険税の減免については、同項中「第24条の3第2項」とあるのは「附則第15項の規定により読み替えて適用される条例第24条の3第2項」と、「該当する者（被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」</p>

改正後	改正前
<p>という。)の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは「該当する者(」と、「減免する。」とあるのは「減免する。ただし、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減免する場合には、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とする。</p> <p>5・6 略</p>	<p>という。)の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とあるのは「該当する者(」と、「減免する。」とあるのは「減免する。ただし、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減免する場合には、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。」とする。</p> <p>5・6 略</p>

第1号様式から第2号様式までを次のように改める。

（表）

（1枚目）

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>			年度 国民健康保険税納税通知書 兼特別徴収（開始）通知書		
			年 月 日		
国民健康保険税額を通知します。			特別徴収の場合は、次の年金から特別徴収を行いますので、通知します。		
◎お知らせ					
◎この納税通知書及び納付書は全部で15枚です。					

通知書番号	納税者番号

特別徴収義務者	特別徴収対象年金	基礎年金番号

国民健康保険税の課税の根拠等について

1. 課税の根拠

国民健康保険税は、地方税法及び大府市国民健康保険税条例の規定により課税されます。

2. 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは、納税義務者になります。納税通知書は世帯主に送付します。

3. 賦課期日

4月1日です。

4. 納税義務の発生、消滅等による賦課

賦課期日後に納税義務が発生・消滅した者には、大府市国民健康保険税条例第13条の規定により月割で国民健康保険税が課税されます。

また、算定の基礎となる課税内容に変更が生じたときは、国民健康保険税を更正のうえ、更正後の納税通知書と更正通知を送付します。

5. 国民健康保険税の算定

6. 後期高齢者医療制度

7. 介護納付金

(表)

(2枚目)

年度 国民健康保険税 決定明細書

大府市

通知書番号		納税者番号	
-------	--	-------	--

区分		賦課対象額	税率・税額	算出税額 (円)
所得割額	医療	(円)	%	
	支援金	(円)	%	
	介護	(円)	%	
資産割額	医療	(円)	%	
	支援金	(円)	%	
	介護	(円)	%	
均等割額	医療	人	円	
	支援金	人	円	
	介護	人	円	
平等割額	医療		円	
	支援金		円	
	介護		円	
小計	医療			
	支援金			
	介護			

期別及び月別の税額

普通徴収			特別徴収	
期別	税額 (円)	納期限	月	税額 (円)
第1期		年 月 日	4月	
第2期		年 月 日	6月	
第3期		年 月 日	8月	
第4期		年 月 日	10月	
第5期		年 月 日	12月	
第6期		年 月 日	2月	
第7期		年 月 日		
第8期		年 月 日		

普通徴収については、同封の納付書により、納めてください。

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

また、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合、引き続き 年4月、6月、8月に、同額を特別徴収(仮徴収)します。

	軽減税額 ₁₎	平等割軽減額 ₂₎	課税限度額 ₃₎	限度超過額 ₄₎	合計額 ₅₎	月割増減額 ₆₎	減免額 ₇₎	年額 ₈₎
医療								
支援金								
介護								

普通徴収額 (円)	
特別徴収額 (円)	
年税額 ⁹⁾	

(裏)

(2枚目)

8. 軽減制度

9. 産前産後期間の軽減

10. 非自発的失業者の軽減

11. 限度額超過額の減額

12. 減免制度

次頁裏面に続く

(表)

(3枚目)

年度 国民健康保険税 納付明細書

氏名	
----	--

通知書番号	
-------	--

普通徴収

	全期	期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
納付年税額	円	税額	円	円	円	円	円	円	円	円
		納付済額	円	円	円	円	円	円	円	円
		納付税額	円	円	円	円	円	円	円	円
		延滞金	円	円	円	円	円	円	円	円
		合計	円	円	円	円	円	円	円	円
納期限	年月日 までの納付に限る	納期限	年月日							

特別徴収

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	円	円	円	円	円	円
納付済額	円	円	円	円	円	円

13. 審査請求

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

14. 延滞金

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

※この場合における年当たりの割合は、閏年（うるうどし）の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

15. 納付方法

次頁裏面に続く

(表)

(4枚目)

個人別明細(1)		(単位円)							
氏名	区分	所得割額①	資産割額②	均等割額③	計④(①+②+③)	月数⑤	計④×月数⑤/12	個人別年額(参考)	
1	医療								
	支援金								
	介護								
2	医療								
	支援金								
	介護								
3	医療								
	支援金								
	介護								
4	医療								
	支援金								
	介護								
5	医療								
	支援金								
	介護								
6	医療								
	支援金								
	介護								
	個人別明細計⑥ (④の計)	平等割額⑦	限度超過額⑧	合計⑨ (⑥+⑦-⑧)	月割増減⑩	減免⑪	年額⑫ (⑨+⑩-⑪)	均等割額③は、軽減後の額です。 平等割額⑦は、平等割軽減額を控除したあとの額 です。また、世帯にかかるため、個人別明細には 含みません。 世帯の中で国保から抜けられた方がいた場合、そ の方の個人別年額は記載されていませんので、個 人別年額の合計と年額⑫の合計とは一致しません。	
	医療								
	支援金								
	介護								

次頁表面に続く

(裏)

(4枚目)

16. 特別徴収の方の翌年度の国民健康保険税の特別徴収
17. 特別徴収の方の納付方法の変更
18. 異動届
19. 一部負担金の割合
20. 高齢受給者証
21. 限度額適用認定証
22. 出産育児一時金

次頁裏面に続く

(表)

(5枚目)

個人別明細(2)		(単位 円)							
	氏名	区分	所得割額①	資産割額②	均等割額③	計④(①+②+③)	月数⑤	計④×月数⑤/12	個人別年額(参考)
7		医療							
		支援金							
		介護							
8		医療							
		支援金							
		介護							
9		医療							
		支援金							
		介護							
10		医療							
		支援金							
		介護							
11		医療							
		支援金							
		介護							
12		医療							
		支援金							
		介護							
	個人別明細計⑥ (④の計)	平等割額⑦	限度超過額⑧	合計⑨ (⑥+⑦-⑧)	月割増減⑩	減免⑪	年額⑫ (⑨+⑩-⑪)	合計⑨、年額⑫は、100円未満を切り捨てるため、個人別年額の合計と一致しません。また、限度超過額⑧、減免⑪のあるときも個人別年額の合計と一致しません。	
医療									
支援金									
介護									

次頁裏面に続く

(裏)

(5枚目)

23. 特定健康診査・特定保健指導

24. 社会保険料控除のための納付済証明書

お問合せ先

(表)

(6枚目)

納付方法のご案内

※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は合併、統廃合等により変更となる場合があります。

(裏)

(6枚目)



(表)

(7枚目)

大府市 23-223		年度 国民健康保険税 全期 領収済通知書 ㊦	
加入者名	大府市会計管理者	口座番号	00860-9-960130
納付年税額	円		
税目	国民健康保険税	調定年度	賦課年度
納期限	年 月 日	通知書番号	

		延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	円
	合計		□ □ □ □ □ □ □ □ □ □	円
納税者氏名				
CVS 収 納 用				

領収日付印

上記のとおり領収しましたので通知します。
大府市会計管理者 殿

取りまとめ店
収納代行会社

(大府市・CVS本部保管)

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市会計管理者	
年度 国民健康保険税		全期 納付書 ㊦	
通知書番号			
納付税額	円		
	円		
	円		
納期限	年 月 日 までの納付に限る		
上記のとおり納付します。			
発行課名	領収日付印		
備考			

領収日付印

上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関 等

収納代行会社 (金融機関・CVS店舗保管)

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市管理者	
年度 国民健康保険税		全期 領収証書 ㊦	
<small>(この領収書は5年間大切に保管してください。お問合せ先は裏面に記載しています。)</small>			
通知書番号			
納付税額	円		
	円		
	円		
納期限	年 月 日 までの納付に限る		
上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関 等			
領収日付印			
(収入印紙不要)			

領収日付印

収納代行会社 納税者保管

(裏)

(7枚目)

<p>◆お問合せ先 この通知について、ご不明の点がありましたら、以下の担当までお問い合わせください。</p>	<p>納付場所のご案内</p> <p>※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は、合併、統廃合等により変更となる場合があります。</p>	
--	---	--

(表)

(8枚目～15枚目)

大府市 23-223		年度 国民健康保険税 第 期 領収済通知書 ㊦	
加入者名	大府市会計管理者	口座番号	00860-9-960130
納付税額	円		
税目	国民健康保険税	調定年度	賦課年度
納期限	年 月 日	通知書番号	
延滞金		円	
合計		円	
納税者氏名			
CVS 取 納 用			
領収日付印			
上記のとおり領収しましたので通知します。 大府市会計管理者 殿			
取りまとめ店 収納代行会社 (大府市・CVS本部保管)			

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市会計管理者	
年度 国民健康保険税		第 期 納 付 書 ㊦	
通知書番号			
納付税額	円		
延滞金	円		
合計	円		
納期限	年 月 日		
上記のとおり納付します。			
発行課名	領収日付印		
備考			
収納代行会社		(金融機関・CVS店舗保管)	

大府市 23-223		00860-9-960130 大府市管理者	
年度 国民健康保険税		第 期 領収証書 ㊦	
<small>(この領収書は5年間大切に保管してください。お問合せ先は裏面に記載しています。)</small>			
通知書番号			
納付税額	円		
延滞金	円		
合計	円		
納期限	年 月 日		
上記のとおり領収しました。大府市指定金融機関等			
領収日付印			
(収入印紙不要)			
収納代行会社		納税者保管	

(裏)

(8枚目～15枚目)

<p>◆お問合せ先 この通知について、ご不明の点がありましたら、以下の担当までお問合わせください。</p>	<p>納付場所のご案内</p>	
---	-----------------	--

※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は、合併、統廃合等により変更となる場合があります。

(裏)

(1枚目)

国民健康保険税の課税の根拠等について

1. 課税の根拠
国民健康保険税は、地方税法及び大府市国民健康保険税条例の規定により課税されます。
2. 納税義務者
国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは、納税義務者になります。納税通知書は世帯主に送付します。
3. 賦課期日
4月1日です。
4. 納税義務の発生、消滅等による賦課
賦課期日後に納税義務が発生・消滅した者には、大府市国民健康保険税条例第13条の規定により月割で国民健康保険税が課税されます。
また、算定の基礎となる課税内容に変更が生じたときは、国民健康保険税を更正のうえ、更正後の納税通知書と更正通知を送付します。
5. 国民健康保険税の算定

6. 後期高齢者医療制度

7. 介護納付金

次頁裏面に続く

(表)

(2枚目)

年度 国民健康保険税 決定明細書

大府市

通知書番号		納税者番号	
-------	--	-------	--

区分	賦課対象額	税率・税額	算出税額(円)
所得割額	医療 (円)	%	
	支援金 (円)	%	
	介護 (円)	%	
資産割額	医療 (円)	%	
	支援金 (円)	%	
	介護 (円)	%	
均等割額	医療 人	円	
	支援金 人	円	
	介護 人	円	
平等割額	医療	円	
	支援金	円	
	介護	円	
小計	医療		
	支援金		
	介護		

期別及び月別の税額

普通徴収			特別徴収	
期別	税額(円)	納期限	月	税額(円)
第1期		年 月 日	4月	
第2期		年 月 日	6月	
第3期		年 月 日	8月	
第4期		年 月 日	10月	
第5期		年 月 日	12月	
第6期		年 月 日	2月	
第7期		年 月 日		
第8期		年 月 日		
		年 月 日		

口座要件 ※個人情報保護のため、口座番号の一部を非表示にしています。

金融機関名		預金の種類	
支店名		預金口座番号	
口座名義人		納税方法	

全期…年税額を第1期納期限に振替

期別…各納期限に振替

	軽減税額(円)	平等割軽減額(円)	課税限度額(円)	限度超過額(円)	合計額(円)	月割増減額(円)	減免額(円)	年額(円)
医療								
支援金								
介護								

普通徴収額(円)	
特別徴収額(円)	
年税額 (円)	

(裏)

(2枚目)

8. 軽減制度

9. 産前産後期間の軽減

10. 非自発的失業者の軽減

11. 限度額超過額の減額

12. 減免制度

13. 審査請求

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（市長が被告の代表者となり
次頁裏面に続く

(表)

個人別明細 (1)

(単位 円)

	氏名	区分	所得割額①	資産割額②	均等割額③	計④(①+②+③)	月数⑤	計④×月数⑤/12	個人別年額(参考)
1		医療							
		支援金							
		介護							
2		医療							
		支援金							
		介護							
3		医療							
		支援金							
		介護							
4		医療							
		支援金							
		介護							
5		医療							
		支援金							
		介護							
6		医療							
		支援金							
		介護							
	個人別明細計⑥ (④の計)	平等割額⑦	限度超過額⑧	合計⑨ (⑥+⑦-⑧)	月割増減⑩	減免⑪	年額⑫ (⑨+⑩-⑪)	<p>均等割額③は、軽減後の額です。 平等割額⑦は、平等割軽減額を控除したあとの額です。また、世帯にかかるため、個人別明細には含みません。 世帯の中で国保から抜けられた方がいた場合、その方の個人別年額は記載されていないので、個人別年額の合計と年額⑫の合計とは一致しません。</p> <p style="text-align: right;">次頁表面に続く</p>	
医療									
支援金									
介護									

(3枚目)

ます。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

14. 延滞金

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額(1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とします。

※この場合における年当たりの割合は、閏年(うるうどし)の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

15. 異動届

16. 口座振替の取扱いについて

17. 特別徴収

18. 特別徴収の方の翌年度の国民健康保険税の特別徴収

(表)

(4枚目)

個人別明細(2)

(単位 円)

	氏名	区分	所得割額①	資産割額②	均等割額③	計④(①+②+③)	月数⑤	計④×月数⑤/12	個人別年額(参考)
7		医療							
		支援金							
		介護							
8		医療							
		支援金							
		介護							
9		医療							
		支援金							
		介護							
10		医療							
		支援金							
		介護							
11		医療							
		支援金							
		介護							
12		医療							
		支援金							
		介護							
	個人別明細計⑥ (④の計)	平等割額⑦	限度超過額⑧	合計⑨ (⑥+⑦-⑧)	月割増減⑩	減免⑪	年額⑫ (⑨+⑩-⑪)	合計⑨、年額⑫は、100円未満を切り捨てるため、個人別年額の合計と一致しません。また、限度超過額⑧、減免⑪のあるときも個人別年額の合計と一致しません。	
医療									
支援金									
介護									

(裏)

(4枚目)

19. 特別徴収の方の納付方法の変更

20. 一部負担金の割合

21. 高齢受給者証

22. 特定健康診査・特定保健指導

23. 社会保険料控除のための納付済証明書

お問合せ先

（表）

（1枚目）

		年度（ <small>年度分</small> ） 国民健康保険税 納税通知書	
		年 月 日	
		この納税通知書により通知しました税額を、指定の納期限までに3枚目に記載してあります納付場所で納めてください。	
通知書番号	納税者番号		
納期限			
随時	期分		
	年		
	月		
	日		
◎この納税通知書及び納付書は全部で4枚です。			

国民健康保険税の課税の根拠等について

1. 課税の根拠
国民健康保険税は、地方税法及び大府市国民健康保険税条例の規定により課税されます。
2. 納税義務者
国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していなくても、世帯の中に国民健康保険の加入者がいるときは、納税義務者になります。納税通知書は世帯主に送付します。
3. 賦課期日
4月1日です。
4. 納税義務の発生、消滅等による賦課
賦課期日後に納税義務が発生・消滅した者には、大府市国民健康保険税条例第13条の規定により月割で国民健康保険税が課税されます。
また、算定の基礎となる課税内容に変更が生じたときは、国民健康保険税を更正のうえ、更正後の納税通知書と更正通知を送付します。
5. 国民健康保険税の算定

6. 後期高齢者医療制度

7. 介護納付金

8. 軽減制度

次頁裏面に続く

(裏)

(2枚目)

9. 産前産後期間の軽減

10. 非自発的失業者の軽減

11. 限度額超過額の減額

12. 減免制度

13. 審査請求

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大府市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

次頁裏面に続く

(表)

(3枚目)

納付方法のご案内

※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の名称は合併、統廃合等により変更となる場合があります。

(裏)

(3枚目)

14. 延滞金

納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、不足金額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額の延滞金が加算されます。ただし、当分の間は、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつては、その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。

※この場合における年当たりの割合は、閏年（うるうどし）の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

15. 異動届

16. 一部負担金の割合

17. 高齢受給者証

18. 特定健康診査・特定保健指導

19. 社会保険料控除のための納付済証明書

お問合せ先

(表)

(4枚目)

大府市 23-223		大府市 23-223		大府市 23-223	
年度 ()年度分		年度 国民健康保険税		年度 国民健康	
随時分		随時分		随時分	
領収済通知書		納付書		領収証書	
<p>・この用紙は直接機械処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。 ・納期後は、ゆうちょ銀行・郵便局及びコンビニエンスストアではお取扱いできません。 ・この用紙はATMではお取扱いできません。 ・納付額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアではお取扱いできません。</p>		<p>00860-9-960130 大府市会計管理者</p>		<p>00860-9-960130 大府市会計管理者 (お問合せ先は裏面に記載しています。)</p>	
加入者名	大府市会計管理者	口座番号	00860-9-960130	納付税額	円
税目	国民健康保険税	調定年度		賦課年度	
納期限	年 月 日	通知書番号		期別	
		延滞金		円	
		合計		円	
納税者氏名					
CVS 取 納 用	領収日付印				
	<p>上記のとおり領収しましたので通知します。 大府市会計管理者 殿 取りまとめ店 収納代行会社</p>				
(大府市・CVS本部保管) 収納代行会社 (金融機関・CVS店舗保管) 納税者保管 ④					

(裏)

(4枚目)

納付場所のご案内

◆お問合せ先
この通知について、ご不明の
点がありましたら、以下の担
当までお問合わせください。

※上記の金融機関、コンビニエンスストア等の
名称は、合併、統廃合等により変更となる場合
があります。

第3号様式及び第4号様式を削る。

第5号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。

第6号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を第4号様式とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大府市国民健康保険税条例施行規則の規定は、令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この規定の施行の際現に改正前の大府市国民健康保険税条例施行規則の規定に基づいて作成されている諸用紙は、改正後の大府市国民健康保険税条例施行規則の規定に関わらず、当分の間、使用することができる。

大府市準用河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第22号

大府市準用河川管理規則の一部を改正する規則

大府市準用河川管理規則（平成9年大府市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(河川台帳を保管する事務所)</p> <p>第6条 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第38条の4において準用する同令第7条第3号の規則で定める事務所は、<u>都市整備部</u>水緑公園課とする。</p>	<p>(河川台帳を保管する事務所)</p> <p>第6条 河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第38条の4において準用する同令第7条第3号の規則で定める事務所は、<u>水と緑の部</u>水緑公園課とする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第23号

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成9年大府市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。)で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第2条の2 条例第6条に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者(配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。以下同じ。)で次のアからウまでのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 略</p>

改正後	改正前				
<p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(優先的に選考して入居させることができる要件等)</p>	<p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 略</p> <p>(優先的に選考して入居させることができる要件等)</p>				
<p>第4条 条例第9条第5項に規定する規則で定める要件は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げるものとする。</p>	<p>第4条 条例第9条第5項に規定する規則で定める要件は、次の表の左欄に掲げる者について、同表の右欄に掲げるものとする。</p>				
<table border="1" data-bbox="208 646 1066 1437"> <tr> <td data-bbox="208 646 423 1437"> <p>その他特別の事情がある者</p> </td> <td data-bbox="423 646 1066 1437"> <p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 略</p> <p>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)</p> </td> </tr> </table>	<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 略</p> <p>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)</p>	<table border="1" data-bbox="1167 646 2024 1437"> <tr> <td data-bbox="1167 646 1382 1437"> <p>その他特別の事情がある者</p> </td> <td data-bbox="1382 646 2024 1437"> <p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 略</p> <p>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)</p> </td> </tr> </table>	<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 略</p> <p>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)</p>
<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 略</p> <p>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)</p>				
<p>その他特別の事情がある者</p>	<p>配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(3) 略</p> <p>犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する犯罪被害者等(配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者を除く。)</p>				

改正後		改正前	
	<p>で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 犯罪等の影響により収入が著しく減少したことにより、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者</p> <p>(2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者</p> <p><u>同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者があること。</u></p>		<p>で、次の各号のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 犯罪等の影響により収入が著しく減少したことにより、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者</p> <p>(2) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となったと認められる者</p>
2	略	2	略
	(明渡し請求)		(明渡し請求)
第19条	条例第32条第1項、条例第37条第1項、 <u>条例第42条第1項及び第42条の6の規定による明渡しの請求は、別に市長が定めるところにより行うものとする。</u>	第19条	条例第32条第1項、条例第37条第1項及び <u>条例第42条第1項に規定する明渡しの請求は、別に市長が定めるところにより行うものとする。</u>
2・3	略	2・3	略
	(退去届)		(退去届)
第23条	略	第23条	略
	<u>(子育て世帯向け住宅の入居期間の説明等)</u>		

改正後	改正前
<p><u>第23条の2 条例第42条の3第3項の規定による説明は、子育て世帯向け住宅の入居期間に関する説明書（第38号様式の2）を交付して行うものとする。</u></p> <p><u>2 条例第42条の3第4項に規定する書類は、子育て世帯向け住宅の入居期間に関する説明を受けた旨の証明書（第38号様式の3）によらなければならない。</u></p> <p><u>3 条例第42条の3第5項の通知は、入居期間満了通知書（第38号様式の4）により行うものとする。</u></p> <p><u>（子育て世帯向け住宅の入居期間の延長）</u></p> <p><u>第23条の3 条例第42条の3第7項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>（1）入居者又は同居者が病気にかかっているとき。</u></p> <p><u>（2）入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</u></p> <p><u>（3）入居期間の満了時における収入の額が条例第6条3号に掲げる額を超えている場合であって、翌年の収入の額が条例第6条第3号に掲げる額を下回ることが見込まれるとき。</u></p> <p><u>（4）その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。</u></p> <p><u>2 条例第42条の3第7項の規定による入居期間の延長に係る手続は、市長が別に定める。</u></p>	

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第5条関係）

市 営 住 宅 賃 貸 借 契 約 書

市営住宅の表示	住宅の所在地	大府市 町
	住宅の名称	住宅
	住宅の番号	棟 号
家 賃	月額 金 円 ただし、入居可能日の属する年度の家賃	
賃 貸 人	大 府 市	
賃 借 人		
入 居 可 能 日	年 月 日	
契 約 締 結 日	年 月 日	

頭書の賃貸人を甲とし、頭書の賃借人を乙として、甲乙間に次のとおり住宅の賃貸借契約を締結します。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、当事者が記名押印のうえそれぞれ1通を所持します。

年 月 日

甲 大府市中央町五丁目70番地
大府市
大府市長 印

乙 住 所
氏 名 印

備考 この賃貸借契約書には、家賃、契約解除、明渡請求その他必要事項に係る大府市営住宅の設置及び管理に関する条例及びこの規則の関係条文の主な内容その他の契約内容について付記するものとする。

第38号様式の次に次の3様式を加える。

子育て世帯向け住宅の入居期間に関する説明書

様

年 月 日

大府市長

印

子育て世帯向け住宅の入居期間に関して、次のとおり説明します。

1 説明事項

以下に掲げる子育て世帯向け住宅に係る入居決定は、その更新がなく、入居期間の満了をもってその効力が失われるので、入居期間が満了する時まで、当該住宅を明け渡さなければならない。

2 住宅の所在地 大府市 町

3 住宅名及び番号 住宅 棟 号

4 入居期間 年 月 日から 年 月 日まで

子育て世帯向け住宅の入居期間に関する説明を受けた旨の証明書

年 月 日

大府市長 様

住所

氏名

私は、子育て世帯向け住宅の入居期間に関し、次の事項について書面で説明を受けたことを証明します。

1 説明事項

以下に掲げる子育て世帯向け住宅に係る入居決定は、その更新がなく、入居期間の満了をもってその効力が失われるので、入居期間が満了する時まで、当該住宅を明け渡さなければならないこと。

2 住宅の所在地 大府市 町

3 住宅名及び番号 住宅 棟 号

4 入居期間 年 月 日から 年 月 日まで

第38号様式の4（第23条の2関係）

入居期間満了通知書

年 月 日

住宅 棟 号
様

大府市長 印

大府市営住宅の設置及び管理に関する条例第42条の4第5項の規定により、子育て世帯向け住宅の入居期間の満了について、次のとおり通知します。

あなたが入居する以下の子育て世帯向け住宅の賃貸借契約は、その更新がなく、入居期間の満了をもってその効力が失われるので、入居期間が満了する日までに、当該住宅を明け渡してください。

- 1 住宅の所在地 大府市 町
- 2 住宅名及び番号 住宅 棟 号
- 3 入居期間 年 月 日から 年 月 日まで

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第24号

大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大府市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年大府市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(家賃) 第7条 条例第12条第1項に規定する家賃は、次のとおりとする。			(家賃) 第7条 条例第12条第1項に規定する家賃は、次のとおりとする。		
名称	管理開始日	家賃（月額）	名称	管理開始日	家賃（月額）
平地住宅	平成12年4月1日	<u>57,000円</u>	平地住宅	平成12年4月1日	<u>68,000円</u>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第25号

地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定により市長が定める職に関する規則（昭和45年大府市規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により市長が定める職は、次のとおりとする。 1 <u>水道部の部長</u> 、担当部長、次長、課長、担当課長、主幹、課長補佐及び副主幹	地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定により市長が定める職は、次のとおりとする。 1 <u>水と緑の部の部長</u> 、担当部長、次長、課長、担当課長、主幹、課長補佐及び副主幹

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第26号

大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則の一部を改正する規則

大府市消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制規則（昭和52年大府市規則第22号）の一部を次のように改正する。

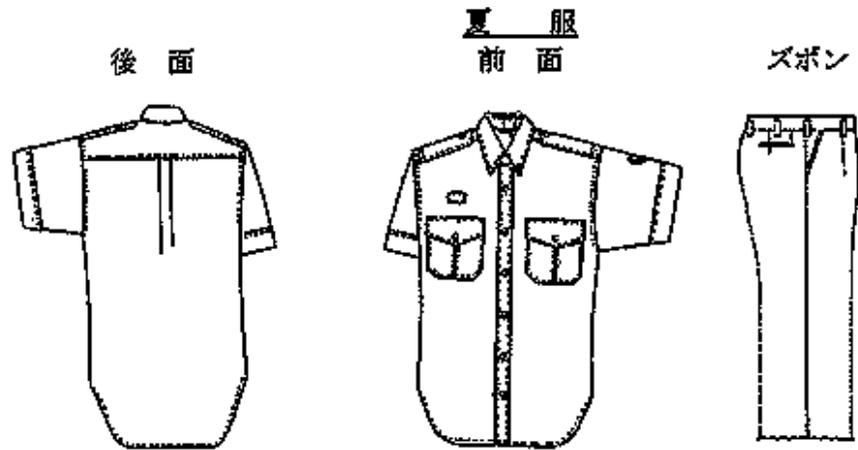
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
夏服	略		夏服	略	
	略			略	
マタニティ 服	色又は地質	濃紺色の合成繊維の織物			
	製式	<u>ジャンパースカート型前開きとし、左胸部にポケット1個、腰部の左右にポケットを各1個及びウエスト調整ベルトをつける。</u>			
		<u>地質と類似色のボタンを1行につける。 形状は、図のとおりとする。</u>			

改正後			改正前		
ベルト		革製とし、前金具の中央には消防章をつける。ただし、活動服用、救急服用及び救助服用は、紺色の合成繊維とする。	ベルト		合成繊維とし、前金具の中央には消防章をつける。ただし、活動服用、救急服用及び救助服用は、紺色の合成繊維とする。
防火フード		アラミド繊維製とする。			

別表の図中

「

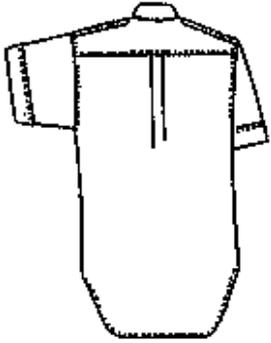


を

」

「

後面



夏服
前面

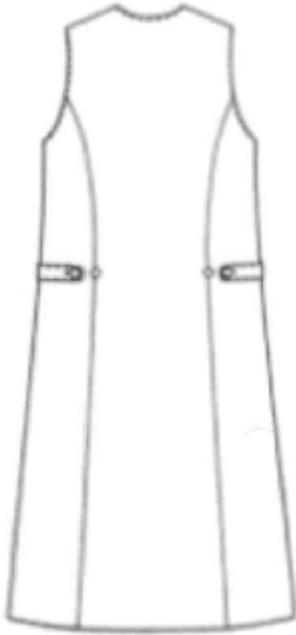


ズボン

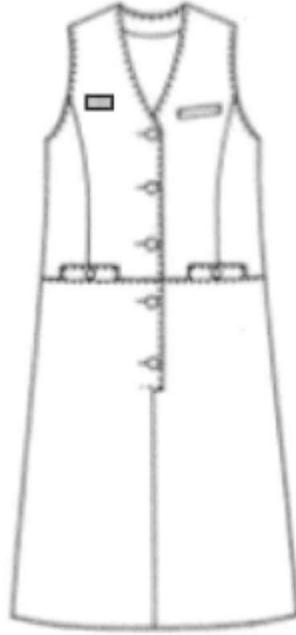


マタニティ服

後面



前面



に改める。

」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第27号

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

大府市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年大府市規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</p>	<p>(損害補償のうち休業補償を行わない場合)</p> <p>第1条 大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号。以下「条例」という。）第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、<u>同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法(昭和31年法律第118号)第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

大府市長 岡村 秀人

大府市規則第28号

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年大府市規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			大府市消防団員等公務災害補償条例（昭和45年大府市条例第89号）第9条の2第1項の規則で定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>177,950</u> 円を超えるときは、	常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が <u>172,550</u> 円を超えるときは、

改正後			改正前		
		177,950円)			172,550円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が81,290円以下であるときに限る。)	月額81,290円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が77,890円以下であるときに限る。)	月額77,890円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が88,980円を超えるときは、88,980円)	随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が86,280円を超えるときは、86,280円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受	月額40,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に		2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受	月額38,900円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に

改正後			改正前		
	けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>40,600円</u> 以下であるときに限る。)	要する費用として支出された額)		けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が <u>38,900円</u> 以下であるときに限る。)	要する費用として支出された額)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。